

資料 7.

ルーマニア概観

1 9 9 3 年 1 0 月 1 日
在ルーマニア日本国大使館

ルーマニア概観目次

I 概況	1. 位置	1
	2. 面積	1
	3. 地勢	1
	4. 気候	1
	5. 人口及び民族	1
	6. 言語	2
	7. 国民性	2
	8. 国旗・国歌・国花	3
II 歴史		4
III 政治機構	1. 政体	7
	2. 政治情勢概況	7
	3. 立法・政党	9
	4. 行政・政府の主要政策	11
	5. 司法	13
	6. 地方制度	13
IV 外交	1. 外交方針	14
	2. 諸外国との関係	14
	3. 当面の外交上の諸問題	16
V 軍事	1. 国防政策	17
	2. 国防組織・国防力	19
	3. 国防費	19
VI 経済	1. 経済概況・経済政策	21
	2. 生産・雇用	23
	3. 物価・賃金	24
	4. 財政・金融	25
	5. 貿易・国際収支	26
VII 社会	1. 社会情勢	29
	2. 労働	29
	3. 社会保障	30

Ⅷ 文化・教育	1. 文化	3 2
	2. 教育	3 3
	3. 宗教	3 4
Ⅸ 日本との関係	1. 交流史	3 5
	2. 政治関係の現状	3 9
	3. 経済関係の現状	4 0
	4. その他の交流	4 1
参考	要人名簿	4 3

1. 概況

1. 位置

ルーマニアは東経29度41分から20度15分、北緯48度15分から43度37分の間の欧州東南部に位置し、北はウクライナ（646 キロ）、北東はモルドヴァ共和国（681 キロ）、西はハンガリー（445 キロ）、西南はユーゴスラヴィア（544 キロ）、南はブルガリア（ドナウ河をはさんで631 キロ）とそれぞれ国境を接しており、東は黒海（234 キロ）に面している。

2. 面積

237,500 平方キロメートルで、日本の本州とほぼ同じ広さである。

3. 地勢

国の中央にはカルパチア山脈が「つ」の字型に湾曲して走っており、最高峰はファガラシュ山系のモルドヴェアーヌ山（標高2,544 m）である。カルパチア山脈に囲まれた北西部のトランシルバニア地方は海拔400～600 mの台地である。ドナウ河はその全長2,857 キロのうち1,075 キロがルーマニアを流れ、カララシ市付近からちょうど蛇が鎌首をもたげたように急に北上し、トゥルチャ市あたりからドナウ・デルタを形成しつつ三つの支流となって黒海にそそいでいる。ルーマニア領内に北上して流れるドナウ河と黒海との間の地域をドロブジャ地方と呼んでいる。カルパチア山脈とドナウ河との間はルーマニア平野と呼ばれる肥沃な平野を構成しており、ルーマニアの穀倉地帯となっている。ルーマニアの平野は国土全体の33%であるが、そのほとんどがこのルーマニア平野によって占められている。また、カルパチア山脈の東側はモルドヴァ地方と呼ばれ、台地を構成している。

4. 気候

温帯地方特有の四季変化のある気候で、西部は大西洋海洋性、南西部は地中海性、北東部は大陸性気候に弱いながらもそれぞれ影響を受けている。山間地の気候は厳しく、降雨、降雪が多いが、平野部は旱魃が多い。冬の平均気温は摂氏零下3度であるが、最低気温は摂氏零下20度以下となることもある。夏は摂氏22～24度であるが、日中の最高気温は30度を超える日が続く。降雨量は年間平均600～700 ミリを越えない。

5. 人口及び民族

(1) 人口

1992年1月現在で人口は22,760,449人で対前年度比1.8%減であった。

(2) 民族

1992月の国勢調査によれば全人口の89.4%がルーマニア人となっている。ルーマニア人は、インド・ヨーロッパ語族のトラキア民族の一支族であるダキア人と辺境ローマ人（シリア、ドナウ南部、ガリアなど）との混血民族をその祖先としており、各種遊牧民族の侵入、400年に亘るトルコの間接統治などにもかかわらず、他民族との大規模な混血は行われず、今日に至っている。

ルーマニアの主要な少数民族としては、上記国勢調査に基づけば、ハンガリー人162万人（7.1%）、ドイツ人12万人（0.5%）、ロム（ジプシー）41万人（1.8%）ウクライナ人6.7万人（0.3%）、セルビア人2.9万人（0.1%）となっており、その他の少数民族として、ユダヤ人、ブルガリア人、トルコ人、アルメニア人などがいる。ドイツ人は89年の渡航の自由化以降ドイツへの移民のため激減しており、次第に小さなコミュニティとなりつつある。他方、ロムは実際には200万人とも言われており、アイデンティティが高揚すれば今後は統計上増加するものと見られる。尚、91年12月に公布された新憲法には少数民族が議会（下院）に代表を送れる旨規定されており、右に基づき現在13の少数民族の代表が議席を有している。

ハンガリー人とドイツ人は主にトランシルバニア地方に居住している。これはハンガリー王国が、西暦1000年以降、トランシルバニア地方を征服し、異民族の東からの襲来に備える防人として、マジャール族の兄弟民族であるセーケ人を11世紀末にトランシルバニア側のカルパチア山脈に沿って植民させ、さらに商業、手工業振興を目的に、12世紀中葉からフランドース、ライン河中流のドイツ人を植民させ、1211年にはチュートン騎士団をやはり防人として植民させたことに由来している。尚、南西部のティミショアラを中心とするバナート地方にいるドイツ人はシュワブと呼ばれ、18世紀にドイツ南部、南西部より入植したものである。

6. 言語

ルーマニア語が全国で通用する他、ハンガリー語がハンガリー人居住地のトランシルバニア地方及び西部国境地域で通じる。また、トランシルバニア地方のブラショフ、シビウなどではドイツ語が通じる。外国語としては、都市部を中心に英語、フランス語が最もよく通じる。

尚、ルーマニア語はラテン語を起源とするロマンス語系統に属する言葉であるが、語彙の10%はスラブ語系である。

文字は19世紀になってから、それまでのキリル文字に代わり、アルファベットが使用されるようになった。

7. 国民性

ルーマニア人は、そのラテン的特質を引継ぎ、本来陽気で人なつこく、特に田舎の人々

は素朴で親切である。異民族の侵入と支配、約400年間に亘るトルコ支配の桎梏、列強のルーマニアへの干渉などにより、ルーマニアは自由に発展することができなかったことなども影響し、市民社会が発展せず、中産及びインテリ階級の伝統が不足している。もともと器用な国民でかつ辛抱強い。45年間に及ぶ共産主義施政、特に24年間のチャウシェスク政権下での抑圧と耐乏生活の結果、上からの指令や温情主義(Paternalism)になっれてこになっており、1989年12月の革命後もそのメンタリティーは基本的に変化しておらず、経済改革と民主化のテンポを遅らせている。

8. 国旗・国歌・国花

(1) 国旗

国旗は、赤、黄、青の縦縞の三色旗で、青色は旗竿に近いほうに位置する。赤は祖国独立の戦いで流されたルーマニア兵士の血を、黄は麦の実りを、青は黒海を象徴している。

(2) 国歌

国歌は、アンドレイ・ムレシヤン作詞、アントン・パン作曲の「目覚めよ ルーマニア人！」である。

歌詞は20世紀初頭に書かれたもので、「目覚めよルーマニア人よ！暴君が押し込めた死の眠りから」で始まり、革命のために闘うことを呼び掛ける内容になっている。1989年12月革命の際、国民の間で広く歌われ、1990年1月に国歌に制定されたものである。

(3) 国花

法律で定められたものはない。

II. 歴史

ルーマニアの歴史を理解する上で最も重要な要素は、西暦106年のローマ帝国の原住民国家「ダキア」の征服とそれに続くローマ軍の駐屯、辺境ローマ人の植民による「ダキア・ローマ」の形成、各種トルコ系遊牧民族及びスラブ族の侵入、通過、三つの地方（ワラキア、モルドヴァ、トランシルバニア）が近世までそれぞれ別個に発展してきたことなどであろう。

(1) ダキア・ローマの出現

トラキア族の一支族である「不死身」でかつ「最も勇敢」（ヘロドトス）なダキア人（ローマ人側からの呼称）あるいはゲエテ人（ギリシア人側よりの呼称）は、紀元前82年にブレビスタ王のもとに20万の軍隊を擁し、西はボヘミア、南はバルカン山脈、黒海沿岸はブク川の河口あたりまでを支配する国家にまで発展した。ブレビスタ王の死没後一時勢力の衰えたダキアはデチェバル王の下、紀元1世紀末には再び強大となった。

これに対し、時のローマ皇帝トラヤヌスは西暦101年に最初の遠征を行い、次いで105年2度目の遠征を行った。この時ローマ軍団は、ダマスカスの有名な建築家アポロドールがドナウ川に架けた石橋（今日のトゥルヌ・セヴェリン市付近）を通じダキアに攻め込み、ダキアを完全に征服した。

こうして、紀元後106年、原住民の国ダキアがローマ帝国に征服され、ダキア人とローマ人との混血の「ダッコ・ロマーナ人」という現ルーマニアの祖先民族が形成される。271年にはローマ軍が撤退するが、ルーマニアの歴史学者によればダキア・ローマの混血住民の多くは現在のルーマニアの地に残ったとされている。現在のルーマニア人のラテン性はこの時以来のものだとされている。

この時の「ローマ軍撤退」という史実をめぐる、現在に至るもハンガリーとルーマニアの間に論争がある。トランシルバニアをルーマニアに併合されたハンガリーとルーマニアの間の「トランシルバニアにルーマニア人がいたか」というテーマに関する論争がそれで、つまりローマ軍の撤退でトランシルバニアが無人の荒野になったかどうかの問題である。ハンガリー側は無人の荒野トランシルバニアを開拓したのはハンガリーであるとして、潜在的領有権を暗に主張し、ルーマニア側は「撤退」でダッコ・ロマーナ人のすべてがいなくなるのは不自然で、ローマ軍の撤退後も連綿とトランシルバニアに生き長らえていた考古学的証拠があるとしている。

(2) 異民族の侵入と支配

その後のルーマニアの歴史は、1330年にバッサラブ大公（ベッサラビア地方の名称はこの大公の名に由来する）がワラキア公国を、1365年にボグダン公がモルドヴァ公国をそれぞれ建国するまで、ゴート族、フン族、アバル族、スラブ族、クマン族、タタール族な

ど多くの異民族の侵入、通過で塗り潰されており、ルーマニア史の中でこの時期は史料も極めて少なく、大きな空白となっている。

(3) 3公国の統一

しかし、ワラキア公国及びモルドヴァ公国の建国後、14世紀末からいよいよ強大となったオスマン・トルコと対峙せざるを得なくなり、1476年にワラキアのブラド串刺公（ドラキュラのモデルとされる）、1504年にモルドヴァの勇敢なシュテファン大公がそれぞれ死没した後は、両公国ともにトルコの宗主権下に入り、以後は1600年にミハイ勇敢公が3日天下の3公国統一を実現した以外は、1859年の両公国の統一を経て、1877年に露土戦争でのトルコの敗北によるルーマニアの独立獲得まで約400年間のトルコの間接統治下に置かれることとなる。

他方、トランシルバニアは1003年にハンガリーの統治下に入った後も比較的自由的自治的地位を享受しながら、ハンガリー王国、後にはオーストリア・ハンガリー帝国の勢力下にあった。しかし1918年には、第一次大戦の結果ハプスブルグ家が崩壊したことにより、トランシルバニアはルーマニア王国に併合されることになり、ルーマニアは念願の夢であった「大ルーマニア」を実現する。しかしこの「大ルーマニア」も長くは続かず、1940年6月、ソ連の最後通牒により、ベッサラビアを、またベッサラビアを搾取していたことの代償として現ウクライナの北ブコヴィナをソ連に割譲させられ、同年8月にはウィーン裁定により北トランシルバニアをハンガリーに割譲させられた。これらと並行して、ルーマニア国内の親ナチ勢力が力を得て、9月にはアントネスク將軍による「鉄衛団」ファシスト政権が誕生し、日独伊同盟に加入した。

こうしてルーマニアは対ソ戦線に参加するが、戦況がドイツに不利になり、1944年8月20日にソ連軍がルーマニア国内に進軍するという状況の中で、8月23日、ミハイ国王のイニシアチブによりクーデターが起こされ、アントネスク政府を倒し、すぐさま連合軍側について対独宣戦を布告、ソ連軍とともにハンガリー、チェコ解放に参加することになる。

(4) 第二次大戦後

戦後はソ連軍の進駐のもとに共産党が着々と地歩を固め、1945年3月に共産党びいきの耕民戦線党首ペトレ・グローザを首班とする政府が成立、また1946年11月の選挙ではソ連の後押しを受けた共産党指導下の「民主諸党ブロック」が勝利を収めた。こうして、1947年12月30日、ミハイ王は強制的に退位させられ、共和国が宣言された。以後、ルーマニアは、ソ連に従順な路線を維持するが、1952年、戦前から国内で活動していたデジ第一書記やマウレル、チャウシェスクらの国内派党員がそれまで国内の実権をにぎっていたアナ・パウケル外相やヴァシーレ・ルカ政治局員等のソ連帰りの党内モスクワ派との抗争に勝ち、後者の追放に成功してからは徐々に民族色を強めていくこととなる。そして1960年始めに至りコメコン内超国家機関の創設に反対する動きを通じ、また中・ソ論争を利用しながら、

自主独立機運を高め、1964年4月には有名な「国際共産主義運動に於けるルーマニアの立場」を発表して、自主外交の基礎を築くこととなった。チャウシェスク政権は、右宣言発表の翌年に死亡したデジ第一書記の後に誕生し、自主独立路線を踏襲、一時は西側諸国からももてはやされたが、1974年にチャウシェスクが大統領制を導入して大統領職と党書記長を兼任してから、独裁色が強まり、更にネポチズム政治が批判されるに至った。また、オイル・ショック以降、当国の工業化政策は破綻し、極端な飢餓輸出政策、国内締め付け政策が遂行され、国民の不満は限界に達していた。

(5) チャウシェスク政権崩壊以降

1989年12月16日のティミショアラ暴動はたちまち全国に波及し、同22日チャウシェスク政権は崩壊した。同日、イリエスク現大統領を中心とする救国戦線政権の樹立が発表されたが、学生、インテリ等は「革命」は実は民衆ほう起を利用した共産党内部の「宮廷革命」にしかすぎないとの疑いを強め、反体制デモが頻発した。同政権は政治的騒乱を経ながらも、大幅賃上げを約束する等の妥協的手法も用いつつ、1990年5月20日の選挙では圧倒的勝利を得て一応暫定的性格から脱することとなった。しかし、同年6月には政権の正当性を認めない学生のデモが拡大する中、イリエスク大統領のアピールに応じて地方から出て来た炭鉱夫が反体制グループ・リーダーを襲う騒擾事件が発生し、右非民主的手法に対して国際非難は高まった。かかる混乱の中でロマン内閣が誕生し、経済改革プログラムを発表したが、工業生産の下落、インフレ、失業増など経済状況は悪化の一途を辿った。ロマン政府も1991年9月の再度の炭鉱夫騒擾事件の中で総辞職し、同年10月にはストロージャン内閣が組閣された。同12月に漸く新憲法が公布され、新憲法に基づく選挙の向けての体制が整った。しかし、ロマン内閣の総辞職を契機にロマン・イリエスク間の確執が表面化して政権政党の救国戦線は分裂し、イリエスク派の民主救国戦線が結成された。1992年9月に新憲法に基づく総選挙及び大統領選挙が実施され、イリエスクは大統領に再選され、民主救国戦線も勝利を得て、同党を与党とするバカロイウ内閣が成立した。

Ⅲ. 政治機構

1. 政体

共和制（1992年12月に公布された新憲法の第1条第2項に「ルーマニア国家の政体は共和制である」旨規定）。

2. 政治情勢概況

（1）1989年12月、地方都市ティミショアラで端を発した反チャウシェスク暴動は、たちまち全国に波及し、同政権は崩壊して45年に亘る共産主義政権は終了した。この革命の過程で「救国戦線評議会」が結成され、イリエスクが救国戦線評議会議長に就任し、ロマンを首班とする内閣が組閣され、同年5月の選挙で救国戦線は大勝した。しかしながら、学生及びインテリ層を中心に、旧共産党関係者が革命を横取りしたとして、反イリエスク・反政府デモが繰り返し行われた。1990年6月には地方から炭鉱夫が大挙ブカレストに押し寄せ、学生等を襲う炭鉱夫騒擾事件が発生した。事件後は反政府デモは減少したが、経済状況は悪化し続けた。

（2）かかる情勢の中、人心は救国戦線を離れる傾向にあり、これに危機を感じた改革派と保守派との党内対立が表面化してきた。1991年9月には再度炭鉱夫騒擾事件が発生し、右事件の中でロマン首相は辞任に追い込まれたが、ロマンは炭鉱夫騒擾事件へのイリエスク大統領の関与を示唆し、その後は救国戦線はロマン派とイリエスク派に分かれて、相互に名指して非難し合う泥試合を繰り返した。1992年3月の救国戦線の党大会ではロマンが党議長に再選されてロマン派が取り敢えず勝ったものの、右党大会を契機にロマン派とイリエスク派との対立が一層深刻化し、4月にはイリエスク派が救国戦線を割って出て新党の民主救国戦線を結成するに至った。

（3）1991年9月のロマン内閣の総辞職を受けてストロージャン内閣が組閣されたが、同内閣は当初より総選挙までの暫定的性格の内閣であり、内政上の最大の任務は新憲法を採択し、同憲法に基く地方選挙及び総選挙を実施することであった。新憲法は1991年12月に公布され、市長村長及び同議会議員を選出する地方選挙は1992年2月に実施された。地方選挙では、戦前からの大政党（但し、共産主義政権下で非合法化され、1989年の革命後復活）である国民自由党、農民党に加え、リベラルなインテリを支持層とする市民同盟党などが初めて大同団結して野党連合の民主コンベンションを結成し、選挙戦を闘った。この結果、農村部では救国戦線が優勢であったが、都市部で民主コンベンションが健闘し、首都ブカレスト市を始めティミショアラ市、ブラショフ市など主要都市では野党連合が勝利を収めた。

(4) 1990年5月の選挙では救国戦線は議会で約7割の議席を占めたが、1992年4月の救国戦線の分裂以降は、上院ではイリエスク派の民主救国戦線、下院ではロマン派の救国戦線がそれぞれ第一党となって絶対多数政党が存在しなくなった。このため、議会審議はしばしば紛糾する事態となり、特に国会議員選挙及び大統領選挙を巡り民主救国戦線と救国戦線との対立は深刻化した。かくして、選挙法案の審議は全く行き詰まったが、救国戦線及び野党側は選挙の実施を確保する必要性から民主救国戦線の主張に妥協し、漸く9月に選挙を実施することで決着した。

国会議員選挙及び大統領選挙では、地方選挙での余勢を買って、当初は野党連合の民主コンベンションの躍進が予想された。しかし、最大野党の国民自由党がハンガリー人民民主同盟との選挙協力に反対したことから他の野党と対立して民主コンベンションから脱退する事態となり、野党連合も足並みの乱れを見せることとなった。また、ロマン派の救国戦線も民主救国戦線に地方組織を切り崩され、選挙が遅延するに従い形勢は悪化の一途を辿った。他方、民主救国戦線は選挙を9月に延期させることに成功して、党体制固めのための時間稼ぎが出来、特に地方では救国戦線組織をそのまま民主救国戦線に鞍替えさせることに成功した。また、選挙公約として「痛みの少ない経済改革・生活保障の重視」を訴えたが、右公約が失業・インフレに怯える労働者層の共感を得るところとなり、農村部及び労働者層を中心に支持を拡大していった。かくして、大統領選挙ではイリエスク大統領が決戦投票にまでもつれ込んだものの、民主コンベンションのコンスタンティネスク候補を大差で破って再選され、国会議員選挙でも民主救国戦線が約28%を得票して第一党に躍進することとなった。

(5) 選挙結果を受けて、10月中旬よりイリエスク大統領は各党代表と首班指名のための話し合いを開始した。民主救国戦線は総選挙で勝利したとは言え、議席数は全体の34%を占めるに過ぎず、イリエスク大統領と各党代表との話し合いでは連立政府樹立の可能性も模索された。しかし、連立政府参加の条件として、議会第二勢力の民主コンベンション（議席比率27%）及び第三党の救国戦線（同13%）は、政策面でより明確な経済改革路線の実施を主張し、更に上下両院議長を含む一部国家権力機関の委譲を要求したが、右は民主救国戦線の受け入れられるところではなかった。かかる状況の中で、民族主義政党の国民統一党及び大ルーマニア党、極左政党の社会労働党が連立政府参加への意向を仄めかしたが、民主救国戦線は過激派政党との連立による対外イメージの悪化を懸念し、結局単独での組閣に踏み切った。かくして、11月にバカロイウ前大蔵次官を首班とする内閣が樹立されたが、バカロイウ新首相自身が議員でもない無名の経済官僚出身であり、閣僚中の議員は僅か4名で、本格的内閣とは言い難い内閣であった。バカロイウ内閣は経済改革と民主化の継続路線を打ち出し、1993年3月には経済改革戦略を議会に提出したが、与党のルーマニア社会民主主義党（1993年7月の党大会で民主救国戦線から改名）左派グループ及び過激派政党が常に同内閣の政策推進に反対の意を示していた。

(6) かかる状況の中で、バカロイウ首相は1993年8月に内閣の一部改造を行い、改革推進派の要の役割を果たしていたネグリツォイユ経済改革・調整・戦略策定評議会議長(副首相)に代えて、ミルチャ・コシェア経済予測委員会議長を任命した。また、テクレスク通商相に代えてクリスティアン・ヨネスク通商省次官、ゴルー文化相に代えてペトレサルクデアーナ全国映画センター会長、アンジェレスク青年・スポーツ相に代えてアレクサンドル・ミロノフ・ルーマニア・オリンピック委員会委員長をそれぞれ任命した。

3. 立法・政党

(1) 立法

憲法58条第1項に「ルーマニア議会が国の唯一の立法機関である」旨規定されている。議会は上院及び下院の2院制であり、両院議員共に国民の直接選挙により選出される。議員の任期は両院共に4年である。議員の定数は国会議員選挙法で別途定められており、現在は上院143名、下院341名となっている。議会の会期は春及び秋の2会期となっており、春会期は2月に始まり6月末に終了、秋会期は9月に始まり12月末に終了する。尚、大統領、両院それぞれの常設局(議長、副議長ほかから構成)、及び上院または下院の1/3以上の議員、のいずれかの要請により特別会期を招集することができる。法律は憲法(含む憲法改正)、組織法、一般法に分類されている。憲法改正案は上院及び下院のそれぞれ2/3以上の賛成を必要とする。組織法には選挙法、政党法、教育基本法、地方行政法等の基本となる法律が含まれ、上院及び下院のそれぞれ定数の過半数の賛成で法案は可決される。一般法案は両院それぞれの出席議員の過半数で可決される。議会で可決された法案は大統領の署名を経て、官報に掲載された時より効力を有する。但し、両院は各々その議員数の過半数の出席がなければ法案を裁決に付することができない。法案が上下両院でそれぞれ異なった修正の上で可決された場合には、両院の調整委員会で法案の修正を行い、右修正案が再度両院でそれぞれで可決されれば法律となる。もし、調整委員会の修正案が上下両院のいずれかで否決された場合には上下両院合同会議を開催し、出席議員の過半数で可決される。尚、予算案、宣戦布告等は上院及び下院の本会議ではなく、当初より上下両院合同会議で審議されることが憲法で規定されている。

また、大統領によって指名された首相候補者は閣僚リスト及び政府計画を作成し、上下両院合同会議に提出して議会の承認を求めることとなっているが、議会が右を承認しない場合には大統領は上下両院議長及び各党代表との協議の後に議会を解散できることが憲法で規定されている。

(2) 政党

89年12月革命後、従来の共産党一党独裁に代わり政治的複数主義の導入が決定され、右決定に基づき1990年1月には政党法が制定された。政党はブカレスト地方裁判所に登録されることとなっており、1992年末には約150の政党が正式に登録されたが、実際に活発な

活動を行っている政党は20以下であると見られる。

最近の国会議員選挙は1992年9月27日に大統領選挙と同時に実施された。右選挙では大統領候補にイリエスクを擁した民主救国戦線が上下両院共に約28%の得票を得て第一党となり、野党連合の民主コンベンション（約20%）、救国戦線（約10%）と続いた。民主救国戦線は中道左派を標榜し、社会保障を重視した改革を主張。民主コンベンションは参加各党間の基本政策として市場経済に基づく民主化過程の促進を主張。救国戦線は西歐型の社民主義を標榜。また、今般の選挙では民族主義的主張を前面に押し出したルーマニア国民統一党、大ルーマニア党が躍進した他、旧共産党関係者が設立した左翼の社会労働党も議席を得ることとなった。尚、戦前の最大政党の一つで、前回の1990年5月選挙で約7%を得票して野党第一党の地位にあった国民自由党は野党連合の民主コンベンションから離脱したことが影響して議席獲得の条件とされた3%の足切りに達せず、議会での議席を失うこととなった。今般の選挙結果の最大の特徴は単独で過半数を制する政党がなくなったことであるが、議会に議席を有する政党名及び議席数は下記の通り。

記

政党名	下院議席数	上院議席数
1. (与党)		
ルーマニア社会民主主義党 (民主救国戦線より改名) (PDSR)	117	49
2. (与党支持政党)		
ルーマニア国民統一党 (PUNR)	30	14
大ルーマニア党 (PRM)	16	6
社会労働党 (PSM)	13	5
民主農業党 (PDAR)	—	5
3. (野党)		
民主コンベンション	82	34
(i) 農民党 (PNT-CD)	(41)	(21)
(ii) 市民同盟党 (PAC)	(13)	(7)
(iii) 自由党・93年 (PL'93)	(14)	(5)
(iv) 社民党 (PSDR)	(10)	(1)
(v) 環境党 (PER)	(4)	—
民主党 (救国戦線) (PD(FSN))	43	18
ハンガリー人民民主連合 (UDMR)	27	12
4. 少数民族政党 (注)	13	—
計	341名	143名

(注) 憲法59条は「少数民族政党が総選挙で当選に必要な得票数を獲得できなかった場合には、下院に1議席を送ることが出来る」旨規定されており、右規定に基づきハンガリー

人以外の13の少数民族（トルコ人、ウクライナ人等）の政党が下院に1議席づつ有している。

4. 行政・政府の主要政策

(1) 行政

憲法において、内閣が議会に提出して承認された「政府計画」に基づき、内閣が国務を遂行し、外交関係を処理することとなっており、また、内閣が行政全般を遂行する旨規定されている。しかし、同時に憲法は大統領に比較的広範な権限を付与しており、大統領は重要問題を協議するために閣議を主宰できる旨規定されている。現バカロイウ内閣の実態はイリエスク内閣と言われており、現在の政府の政策はイリエスク大統領の意向をも踏まえたものと見られている。

(イ) 大統領

大統領は国民の直接選挙により選出され、任期は4年で3選できない。また、大統領は国家権力間及び国家と社会の仲介者の役割を果たすことが期待されており、就任後は政党及び政治団体に所属できないこととなっているため、イリエスク大統領は実際的にはルーマニア社会民主主義党の指導的立場にあるが、形式上は無所属となっている。また、同大統領は、重要な内政問題を話し合うために各政党代表との懇談会をしばしば主催している他、労組代表との話し合いも行っている。

尚、憲法規定されている大統領の主要な権限は、(i) 首相候補を指名し、議会の信任投票の後に政府閣僚を任命する、(ii) 緊急・重要問題に関し内閣と協議する、(iii) 外交、国防などの重要問題の協議のため閣議を主宰する、(iv) 議会で基調演説を行う、

(v) 軍最高司令官として国防最高評議会を主催する、(vi) 議会の承認に基づき軍の動員を宣言できる (vii) 議会との協議の後に国民投票を要請できる等となっている。

なお、大統領が憲法の規定に反する行為を行った場合には、上下両院議員の1/3以上の要請に基づき両院合同会議が開催され、過半数の投票により職務が停止される。大統領は、議会による職務停止後30日以内に行われる国民投票によってのみ解任される。

(ロ) 内閣

内閣は首相と閣僚により構成されることとなっており、現バカロイウ内閣は首相及び21名の閣僚（4名は副首相格）から構成されている。内閣は行政各部を指揮監督し、国務を遂行するために政令を制定する。政令には首相が署名し、関連の担当国務大臣が連署することを必要とする。首相は通常週に1回閣議を主催して、内外政策を協議し、制定する政令の閣議承認を求めることとしている。また、重要な政策については「政府計画」を作成して、議会に内閣の信任を求めることもできる。

なお、上下両院議員の1/4以上の提案で内閣不信任案が提出でき、上下両院合同会議において議席数の過半数の賛成票で不信任案は可決され、内閣は総辞職しなければならない。また、総選挙後の初めての議会の招集があった時に内閣は総辞職しなければならない。

(2) 政府の主要政策

(イ) 1992年11月に成立したバカロイウ政府は総選挙を経て組閣された内閣で、選挙までの暫定政府であった前ストロージャン政府とは異なり、次期選挙までの4年間の本格政府となることが要請されている。しかしながら、与党のルーマニア社会民主主義党は議会で34%を占めるに過ぎず、議会の第2勢力である民主コンベンション及び第3党の救国戦線との連立政府樹立に関する話し合いが不調に終わったことから、組閣時には閣僚の中で議員は4名のみで、実態は「テクノクラート内閣」である。

(ロ) イリエスク大統領及び民主救国戦線の1992年9月の選挙での公約は「国民の社会保障を重視した改革の継続」であり、前ロマン内閣及びストロージャン内閣よりも緩やかな経済改革及び民主化過程の実施が予想されたが、同年11月の組閣の際に議会に提出された「政府計画」は、基本的には従来の政府の経済改革を推進して行く姿勢を示している。

「政府計画」において説明した政府の主要政策は次の通り。

(i) 内政

労組を含むルーマニア国内の各種団体、勢力との話し合いを積極的に継続して、民主化の促進に努力する。少数民族問題については、国際的スタンダードを考慮して、右基準に照らして解決を計る。

(ii) 経済

①工業生産の下落傾向を1993年前半中にストップさせて、調和の取れたマクロ経済的措置をとることにより、1994年からは実質的な経済成長を図る。

②エネルギー及び原材料多消費型の産業分野の企業再編を当該企業の収益性、輸出志向等を勘案しつつ実施する。

③付加価値税を導入し、所得税についても「包括的所得課税」を実施する。

④1993年5月より基礎消費物資及びサービスに対する補助金を全廃する。

⑤農地の私有化を促進させ、農地の所有権証書の発行を進める。農業に対する各種クレジット供与を行う。

⑥小規模企業の民営化を促進させ、外資導入政策を推進する。

(iii) 社会保障

経済の移行期に伴う社会的コストを受容可能な範囲内で維持することを政府の主要政策の一つとする。かかる見地より寡占的で市場競争原理の働かない分野における価格決定プロセスについては大蔵省が直接監視する。補助金カット、物価上昇等を考慮した給与の物価スライド制を継続するが、右実施に際しては低所得者層に対し有利な配慮を行う。

尚、上記政府計画に基づき、1993年5月には基礎消費物資及びサービスに対する補助金が全廃され、更に同年7月には付加価値税が導入されたが、インフレ、財政の緊縮化、貿易赤字の縮小問題等は改善しておらず、民営化の促進と共に政府の主要課題となっている。

5. 司法

憲法において、司法権は最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属し、裁判官は独立して職務を行い、法律にのみ拘束される旨規定されて、司法の独立の確保に努めている。また特別裁判所設置は禁止されている。しかしながら、実際には憲法に基づく法的整備は進捗しておらず、司法制度の改正には殆ど手が付けられていない。現在は、最高裁判所、県裁判所、地方裁判所が設置されており、最高裁判所及び県裁判所には軍事部が存在する。地方裁判所はブカレスト市及び各県内の区分けに基づく各地域にそれぞれ設置されている。県裁判所はブカレスト市及び各県にそれぞれ1つ設置されている。地裁、県裁及び軍事部には陪審員も参加する。

なお、最高裁判所の判事は大統領が指名する（但し、議会の承認が必要）。また、検察は1993年7月より法務省の下に今後は置かれることとなったが、司法制度の民主化は余り進展していない。

6. 地方制度

ルーマニアの地方行政組織は、ブカレスト市及び40の県に分かれ、更に、ブカレスト市は6つの区とイリフォフ農業区に、各県は市、町及び村に分かれている。憲法によれば、地方自治の原則に基づき、地方行政は市（区）町村長及び市（区）町村会議員によって実施され、知事は地方における政府代表として中央と地方との調整役を務めることとなっている。従って、市（区）町村長及び市（区）町村議員は住民による直接選挙で選出される（任期4年）が、知事は政府が任命し、県会議員は市（区）町村会議員による間接選挙により選出される。尚、ブカレスト市についても選挙で選出されるブカレスト市長の他に知事が任命されている。

戦後初めての地方選挙が1992年2月に実施されたが、共産主義時代には地方自治は殆ど存在しなかったも同然であり、現在までのところ住民税等の地方自治体の税収は全くなく、地方自治に基づく地方制度が根付くためには、今後の法的整備を待つ必要がある。

IV. 外交

1. 外交方針

1992年11月、バカロイウ首相は議会に「政府計画」を提出して承認を求めたが、右計画の中で外交基本政策を次の通り発表した。

(1) ルーマニアの外交政策はルーマニアの経済改革及び民主化を支援するものである必要がある。かかる観点より政府は米国及び西欧諸国との関係発展を最重視し、NATO、EC、WEU 及び欧州評議会との関係強化に努める。

(2) 政府はモルドヴァ共和国との特別な関係の構築に努力する。特に、両国間の経済統合を目指し、両国の各政府機関間の関係強化を計り、更に、法制面での協力、貿易の拡大等に努める。また、文化関係の緊密化及び人的往来の促進にも留意する。

(3) 中歐及び東欧における政治的变化を考慮し、同地域の政治的・経済的な地域協力の促進に積極的に参加する。また、ルーマニアの地政学的利点を利用して、黒海沿岸諸国及びドナウ川流域諸国との協力を促進させる。政府は外交政策を通じて周辺諸国の安定への寄与に努め、近隣諸国との善隣友好関係を強化する。特に沿ドニエストル及び旧ユーゴスラビア問題の政治的解決に向けた外交活動を支援する。

(4) 対外経済関係に関しては、輸出の促進に努め、1993年の輸入についてはエネルギー及び不足する農産品の確保に努力する。政府は経済分野の国際機関の活動に積極的に参加し、ECとの連合協定締結に努力するとともに、IMF 及び世銀との関係強化に努める。

(5) 改革を成功させるためには、ルーマニアの対外イメージを改善させる必要がある。右はルーマニア自身の民主化及び市場経済の進捗状況如何に係わっているが、同時に正確かつ迅速なメッセージをより多く発出する必要がある、右に向けて政府は努力する。

2. 諸外国との関係

(1) 対米関係

ルーマニアにとって対米関係の改善は外交上の最重要事項の一つに位置付けられている。米国側においてはルーマニアの民主化が未だ不十分との認識があり、ルーマニア以外の全ての東欧諸国に対し最恵国待遇が付与されているのも係わらず、ルーマニアに対しては民主化の進展次第との態度を示している。ルーマニア側は、米國務省はルーマニアの経済改革及び民主化の進展に理解を示していると考えており、今後は米議会を含めてルーマニアのイメージ・アップに努めたいとしている。また在米ルーマニア人社会との関係改善にも努める姿勢を示している。

(2) 対西欧関係

ルーマニア政府は対米関係と並んで対西欧関係の発展を外交上の最重要事項として位置付けている。西欧諸国のルーマニアに対する一般的評価は、ハンガリー、チェッコ及びポ

ーランドの中欧グループと比較して民主化及び経済改革の進展が未だ不十分と見ているが、右諸国の中では、フランス、イタリア、スペイン等のラテン系諸国が比較的ルーマニアに好意的で、これら諸国からの対ルーマニア投資額も多い。また、ルーマニアはNATO、EC、欧州評議会への接近に積極的に努めており、欧州評議会への正式加盟は未だ実現していないものの、1993年2月にはルーマニア・EC連合協定が調印された。

(3) 対ロシア・旧東欧関係

(イ) 対ロシア関係

ロシアは近隣の大国であり、また、天然ガス、石油等の原材料供給国としても重要な国である。しかしながら、ルーマニアにとっての最大の関心はモルドヴァ共和国情勢に対するロシア側の対応である。ルーマニアは同じルーマニア人国家であるモルドヴァ共和国の独立と領土保全を確保し、将来は統合関係にまで発展させたいとの希望を有しているが、モルドヴァ共和国に駐留するロシア第14軍が同共和国内のロシア系分離派住民を支援して、モルドヴァ共和国内に事実上の自治地域を構成しており、ルーマニア・モルドヴァ共和国関係の発展の障害ともなっている。このため、ルーマニア国内での対ロシア感情は良くなく、両国関係も停滞気味である。

(ロ) 対旧東欧諸国関係

ハンガリーとの間にはルーマニア国内のハンガリー系少数民族問題もあり、1989年の革命後も関係は余り進展していない。ルーマニアは善隣・友好・協力条約を早期に締結して、両国関係発展の基礎としたい意向を発表しているが、右条約の中にルーマニア側は「現在の両国間の国境を将来に亘って変更しない」旨の明記を主張し、他方でハンガリー側がCSCEのラインに従って「武力による国境の変更は行わない」旨を主張していることから、双方の主張は平行線を辿り今後も早急な関係改善は期待できない状況にある。

チェッコ、ポーランドについては要人往来は見られたものの、コメコン、WPなどのルーマニアとこれら諸国とを結び付ける枠組みは最早存在せず、関係はおのずと疎遠化する傾向にある。尤も、ルーマニアはチェッコ、ポーランド及びハンガリーが参加する中欧イニシアティブ等への参加希望を表明している。

ブルガリアとは隣国で、従来から密接な関係にあったが、1989年の共産主義政権崩壊後は双方が西側への接近を競い合い、更に環境汚染問題等で一時関係がギクシャクすることもあった。しかるに1992年1月に善隣・友好・協力条約が署名されて以降は両国関係に発展の兆しが見られる。

ユーゴスラビア問題については、心情的にはセルビア寄りであるが、同時に西欧諸国の意向を配慮して、西欧諸国と共同歩調を取ることに重点を置いた対応（スロバニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナをEC諸国が承認後直ちに承認）も示している。また、対新ユーゴスラビア経済制裁を遵守する姿勢を示しており、このためドナウ川監視問題を巡りしばしばセルビア側との間で問題が発生している。

3. 当面の外交上の諸問題

(1) 現在のルーマニアの最大の課題は経済困難の克服であるが、西側諸国及び世銀・IMFなどの国際機関からの金融支援なくしては現在の経済困難を乗り切ることが出来ないことはルーマニア政府としても十分に認識している。かかる観点からも今後も西側諸国に対してルーマニアの民主化及び経済改革の進展をアピールすることに努めるものと見られる。また、ルーマニアの「欧州諸国への仲間入り」は一種の悲願であり、ECとの連合協定は署名されたが、今後は同協定のEC各国における早期批准を促す外交努力が行われよう。そして、欧州評議会の正式加盟実現に向けても努力が傾注されている。しかしながら、西側からの経済支援問題及び欧州諸国の一員としての地位の確立は、ルーマニア自身の民主化の進展と深く関連しており、外交問題であると同時に内政問題でもある。1992年9月の総選挙及び大統領選挙においてイリエスク大統領及び同人の民主救国戦線が勝利したが、旧共産党幹部であったイリエスク大統領に対する西側のイメージは必ずしも良くなく、新政府の下で民主化過程が進展するか否かが西側各国の対ルーマニア外交政策を決める上で重要な要素となる。従って、今後のルーマニア国内政治情勢の展開がルーマニア外交に対し大きな影響を与えるものと見られる。

(2) 次に、第二次対戦以前はルーマニア領であり、かつ、モルドヴァ人(ルーマニア人)がマジョリティーを占めるモルドヴァ共和国の問題はルーマニアにとって重大な関心事である。ルーマニアはモルドヴァ共和国との統合への道を進むことが必然的と見ているが、当面はモルドヴァ共和国の独立国家としての立場の強化に努めたいとしている。しかしながら、モルドヴァ共和国にはロシア第14軍が駐留しており、同軍のプレゼンスの下で沿ドニエストル地域は事実上の自治共和国の様相を呈しつつある。かかる情勢の中で、ルーマニアとしてはモルドヴァ共和国の領土保全を保ちつつ、同共和国の政情の安定化を図り、将来の統合の可能性を残すために如何なる外交的支援を行えるかが課題となっている。

V. 軍事・防衛

1. 国防政策

ワルシャワ条約軍事機構の解体に伴い旧東欧の集団防衛体制は崩壊したが、これに代わる全欧州規模での安全保障の枠組みは十分な機能を果たしておらず、また、NATOは東欧諸国との協力の枠組みを提供しているにとどまっておらず、ルーマニアの安全保障環境は不安定な状態といえる。一方、旧東欧地域は政治・経済・社会上の多種多様な国内問題及び民族・領土問題等を抱えており、特にユーゴ情勢にみられるように、少数民族問題の顕在化による内乱の発生、これが近隣諸国へ波及する危険性を包含している。

こうした不安定な状況の中で、ルーマニアはNATO、WEUへの加盟等西欧の安全保障組織への統合を究極の目標としつつ、当面、他国との同盟関係を持たない独自の安全保障体制を模索しており、①地域情勢安定化のための軍事的施策、②防衛力強化（軍の近代化）努力によって抑止の信頼性向上をめざしている。

(1) 地域情勢安定化のための軍事的施策

(イ) 近隣諸国との二国間軍事協力による信頼醸成措置強化

ルーマニアは、近隣諸国と国際法の原則に基づく二国間善隣友好関係の締結を目指しており、既に、ブルガリアとは友好協力条約を締結し、「締約国に対する軍事侵略に際しては、自国領土を第三国に使用させない」旨の規定を設けている。また、ハンガリー、モルドヴァとは軍事協力協定を締結しており、特に、センシティブな民族問題を有するハンガリーとは、軍高官交流、オープンスカイズ、演習へのオブザーバー派遣等二国間の信頼醸成措置も進展している。1992年11月、ハンガリー空軍機によるルーマニア領空侵犯事案の際、両国軍はこれに冷静に対応し注目された。

また、NATO及びNATO加盟国との軍事協力も逐次活発化しており、ギリシア、トルコ、カナダ、フランスとは軍事協力協定を締結、また、米国、ドイツ、イギリスとの間には個別のプログラムにより軍事協力が進められている。これら軍事協力にはルーマニア軍人留学生の受け入れ等教育訓練及び行政管理支援があり、ルーマニア軍民主化へ向けた協力が行われている。

一方、隣接国以外の旧WP諸国との間の軍事協力も逐次進展しつつあり、ロシア、ウクライナ、ポーランドとの間に軍事協力協定締結に向けての交渉が行われている。

(ロ) 軍備管理・軍縮の推進による欧州安定化のための措置

ルーマニアは、既存の欧州安定化のための制度上の枠組み（CFE、CSBM等）強化のために積極的に協力する姿勢を示している。

CFE条約の履行に関しては、1992年12月、廃棄のため最初の戦車の破壊が行われ、条約に基づく廃棄スケジュールに従って順調に兵器の削減が行われている。また、条約に基づき実施された外国チームによる査察に対し何等問題点を指摘されていない。

1992年12月、ルーマニア、ハンガリー空軍機により相互の領空でオープンスカイ

ズに関する協定（1991年3月調印）に基づく初飛行が実施され、二国間によるオープンスカイズを欧州規模の枠組みに先駆けて行っている。欧州規模のオープンスカイズ条約履行に必要なノウハウを習得させるため、双方の3回目のフライトの際、ハンガリー空軍機に米軍人、ルーマニア空軍機にドイツ、フランス、イタリア、イギリス軍人をオブザーバーとして同乗させる等の協力をしている。

（2）防衛力強化（軍の近代化）努力

（イ）全般

ルーマニア軍は、旧ソ連軍の編成装備から脱却し、近代軍への再編のため、1991年10月以来、軍のスリム化、プロフェッショナル化（職業軍人比率の向上）、装備の近代化・国産化等を目標とした軍改革を1995年までに完了することを目標として実施中であるが、計画の大部分は議会の承認後行われる予定であり、議会に承認の遅れ及び必要な予算の確保が困難なことなどにより計画は大幅に遅延しつつある。

軍の近代化の優先課題は、国防組織の改編であり、次に優先順位の高いものが軍人の社会的保護（地位の向上）である。

（ロ）国防組織の改編

ルーマニア軍はその編成を4コ軍管区制から3コ軍管区制へ、軍－師団－連隊－大隊－中隊編成から軍－軍団－旅団－大隊－中隊編成へ改編中であり、既に旅団改編への参考とするため二コ師団（機械化師団、戦車師団）をもって試行を実施している。

改編は、①機動能力の向上、②戦闘能力の質的向上、③兵站（調達）組織の簡素化を重視して行われている。

（ハ）装備の近代化

国防組織の近代化と並行して、装備の近代化も計画されており、そのポリシーは、①ハイテク兵器生産能力の保有特に航空機及び戦車、②攻撃兵器の削減と攻撃兵器用技術の開発の抑制及び防御兵器の増強（特に火力と射程）、③旧式兵器の廃棄及び配置転換、④通信、空軍、海軍装備を重視した外国からの近代技術の導入である。しかし、NATO諸国による軍事技術協力が得られないことから、既存兵器の部分的改善にとどまる可能性が高い。

（ニ）軍人の社会的保護施策

優先課題の一つである軍人の社会的保護施策については、①民間との給与格差の是正、②将校の社会的地位の向上、③異動に伴う配偶者の失業補償及び新たな職の斡旋、④官舎の供与、⑤個人的持ち家のため、公的ファンドからの低金利による資金の借入、⑥家族を含む医療サービスの提供（退役後も同様の権利を保証）、⑦各種サービス（音楽会、レクリエーション施設の利用等）の向上、⑧年金の増額が検討されており、これらを通じ軍人資質の質的向上の確保を目指している。

2. 国防組織・国防力

(1) 国防組織

(イ) 国防最高評議会

国家防衛と国家安全保障に関する最高の意志決定機関として国防最高評議会が設立され、軍等の活動に関する承認（①軍の編成、②平時における旅団以上の部隊の配置、③軍事分野における研究開発計画、④法秩序維持のための武器・弾薬の使用、⑤軍の災害派遣、⑥軍、警察の活動計画及び活動実績）及び議会に対する承認の要請（①国家防衛に対する基本理念、②国家防衛組織、③戦争状態の宣言、④有事における戦争の停止、休戦及び紛争状態の終結）を行う。同評議会は大統領（議長）、首相（副議長）、国防相、内務相、外相、産業相、情報庁長官、参謀総長等をもって構成される。

(ロ) 国防省

中央官庁のスリム化政策の一環として、2つの国防次官ポストが削減され、兵站担当及び教育・科学・文化担当次官のポストが格下げされた（注：参謀総長及び調達担当は、引き続き国防次官ポスト）。また、シベリアン・コントロール強化の観点から文官の国防次官が任命されるとともに軍令部と軍政部の区分が検討されている。

(ハ) 戦闘組織

国防軍として陸軍、海軍、空軍及び防空軍を有しているが、将来的には、空軍が防空軍を吸収して三軍種にする予定である。

国防軍以外の戦闘組織として、国境警備隊、地域守備隊、治安部隊（ジャンダルメリ）及び情報庁隷下部隊がある。

(ニ) 非戦闘組織

市民防衛組織としての市民防衛隊が、地方自治体毎に組織化されつつある。

(ホ) 兵役

兵役はすべてのルーマニア国民の義務であり、20歳に達した国民は原則として兵役のため召集される（憲法52条）。兵役期間は陸軍、空軍は1年、海軍は1年6カ月である。

(2) 国防力（ミリタリーバランス（1992-93））

(イ) 正規軍総兵力：約20万人（徴集兵約12.7万人）

(a) 陸軍：9個師団（2個戦車師団、7個機械化師団）

(b) 海軍：主要艦艇数 約160隻

(c) 空軍：作戦機 約480機（MIG-29×14機を含む）

(ロ) 予備役：約59.3万人

3. 国防費

(1) 国防省予算（国防省に割り当てられた予算総額）の概要

93年度国防省当初予算は、約2,979億レイ（約6.0億ドル相当、修正国防省予算(8.9付官報)約4502億レイ）であり、対GNP比2.4%、対国家予算総額比10.

1%を占めており、国民一人当たり22.6ドルの支出に相当する(500レイ/ドルで換算：ヴァシレ予算局長発言)。尚、物価の大幅上昇、レイの切り下げ等により昨年度予算からの伸び率等の比較は困難である。また、装備調達関連経費は産業省予算にも含まれている可能性があり、西側諸国の国防費のカテゴリーとは異なっている。

(2) 修正国防省予算の細目別予算(億レイ/対国防予算費%)

	1993年度	1992年度
人件費	1632.9 (36.2)	573.4 (29.0)
装備及びサービス費	1606.7 (35.7)	769.8 (38.9)
補助金	188.4 (4.2)	64.0 (3.2)
施設費等資本形成支出	1074.0 (23.9)	571.5 (28.9)
合計	4502.1	1978.7

(3) 評価

ヴァシレ予算局長は、国防予算は効果的な教育訓練、装備品の維持管理、兵員の居住環境の改善に対して優先的に配分している旨述べているが、1993年5月1日からの補助金全廃、同年7月1日からの付加価値税導入が予算全般に与える影響、及び、予算の大部分は既に契約が結ばれている通信、弾薬、射撃統制装置、対戦車技術及び航空機の改善といったハイテク装備の調達に充当される事を考慮すれば、大幅な近代化計画を推進するための事業へ予算を割り当てることは極めて困難な状況であり、CFE条約の履行とともに国防力は縮小される傾向にある。

VI. 経済

1. 経済概況・経済政策

(1) 1989年革命以前の経済

戦前のルーマニア経済は農業が中心であり、戦後は、社会主義政権の下でまず農業改革が実施された(1945年3月)。その後、産業の国有化(1948年6月)が行なわれ、計画経済原則により急速な工業化政策がとられた。1960年代に入り、ルーマニアはCOMECON内の社会主義分業体制により農業国及び石油などの原材料輸出国の地位に押し止められることを嫌い、独自の「重工業化政策」をとり、特に、国内で産出される原油を利用して石油精製産業と石油化学工業を拡大させてきた。また、1965年に登場したチャウシェスク党第一書記は自主独立外交路線を強化し、1971年にGATT、1972年にIMF、及び世銀に加盟した。しかし、この工業化戦略は国際的には石油危機により、国内的には原油生産の低下により失敗し、1981年には102億ドルの対西側累積債務を抱えることとなり、1982年にはリスケジュールリングを行わざるをえなくなった。このため、チャウシェスク大統領は、輸入を制限し、国内消費を抑制しながら、石油製品、消費財、食料品の輸出を伸ばすことにより、急速な対外債務返済戦略をとり、1989年春には、一応、チャウシェスク大統領が対外債務の完済を宣言するまでになった。

この急速な対外債務返済戦略は、一つには食料品等の飢餓輸出により国民に耐乏生活を強いることとなり、一つには機械、設備等の輸入抑制を行ったことによる生産力の停滞により資本主義諸国との経済格差をさらに広げることになり、国民の間の不満を高め、1989年12月革命の重要な原因の一つとなった。

(2) 1989年革命以後の経済政策

1989年革命以後のルーマニアでは、チャウシェスク時代及び1989年革命時に疲弊した経済を再建すること、これまでの中央集権的な計画経済を捨て、民主的な市場経済への移行を図ることが課題となっている。合弁企業法の改正(1990年2月)、民間企業法(同2月)の施行に続き、1990年7月末に「改革プロジェクト作成・調整プログラム」が作成された。右プログラムは1990年9月から1992年6月までの間に価格改訂、企業民営化、農業改革、財政改革などを行い、1992年7月には市場経済へ移行するというものであった。右プログラムに従い、「国営企業再編法」が施行され(1990年9月)、全ての国営企業が公社と会社に形態変更された他、11月には第一次の価格自由化、通貨の切り下げ(1ドル約21レイから35レイ)が行われた。1991年2月には「土地法」(協同組合農場の土地の旧所有者への返還による土地の私有化を目的としている)、8月に「会社民営化法」(会社の株式の売却による企業の民営化を目的とする)が制定された他、第二次、第三次価格自由化、レイの交換性回復のための諸措置(4月に通貨切り下げ(35レイから60レイ)、11月に公定レート廃止)等々が行われた。しかし、1991年後半には既に「改革プロジェクト作成・

調整プログラム」の達成は全く不可能なことが決定的となった。1991年10月にロマン首相から代ったストロージャン首相は1992年4月に上下両院合同会議において「インフレ圧力の削減と外貨状況の均衡による国民経済の安定化と回復」を自指す経済報告を行い、5月に新外貨規制の施行、同月に第1次補助金削減の実施、6月に新為替レート・メカニズムの施行、同月に輸出優遇措置の決定、9月に第2次補助金削減の実施等の経済改革を行った。しかし、これら市場経済への動きは非常に漸進的なものであり、「土地法」の施行による土地の返還は少しは進んだものの土地所有証書の発行は大幅に遅れている。「会社民営化法」の施行については、所有証書（1990年末現在18歳以上のルーマニア市民に対して発行されるもので、株式の購入等に利用できる）の発行が1992年末にようやく終了した状況であり、6月に国家所有基金及び7月に個人所有基金（初期において前者が全会社株式の70%、後者が30%を保有し、漸時株式を売却する）が設立されたものの現在のところまだ機能していない。1992年9月末に実施された総選挙後、11月バカロイウ首相を首班とする新内閣が成立したが、工業実績は毎年対前年比で約20%減少する等経済は悪化しており、前途多難である。

（3）1992年の経済

1992年のルーマニア経済は1989年以降の下落傾向に歯止めをかけることができず、国内総生産（GDP）は対前年度比で約15.4%減少した。これは基本的には工業生産が対前年度比で約22%減少したことによるもので、1989年当時と比較すれば半減している。工業生産の減少は粗鋼（約25%減）、アルミ（約28%減）、化学（約13%減）等の重化学工業の低迷が大きく影響しており、旧共産主義時代からの産業構造の再編は1992年にも殆ど進捗しなかった。また、失業者数は1992年末現在で93万人（1991年末は約26万）で、労働人口の10%近くにまで達したことから、失業問題がルーマニアの経済・社会問題の中で極めて重要な問題となっている。また、インフレも沈静化せず、1992年末には1990年10月比で1,330%の上昇となって国民生活を圧迫した。今後の主要消費財及びサービスに対する補助金カットは一層の物価上昇を招いており、失業問題と並んでインフレ対策が政府の主要な課題となっている。尚、農業については、畜産は比較的良好であったが穀物（総収穫高12.3百万トン、対前年比-7百万トン）及び野菜の生産は大幅に減少した。これは農地私有化の遅れによる耕作地の減少、農民の労働意欲の減退、農業・肥料・農機具の不足、農民に対する融資対策の遅れ等が原因である。このため、食料の不足分を補うため小麦（1.1百万トン）、大麦（5.8万トン）、トウモロコシ・ジャガイモ等（26万トン）を輸入せざるを得ない結果となった。

（4）1993年上半期の経済

6月の工業生産は対前月比で実質1.7%増と微増にとどまった。対前年上半期比では7.5%減で依然悪化しているが、下降幅は縮小しており改善方向にある。農業は6月現在の総耕

地面積は9.16百万ha（農地総面積の約98%）であり、対前年比で耕地増となっている穀物等は小麦・ライ麦（予想収穫高5.6百万トン）、大麦（予想収穫高1.6百万トン）、えんどう豆、じゃがいもであった。他方、耕地減となったものは、とうもろこし、ひまわり、飼料用草であった。なお、小麦については予想通りに収穫されれば本年は輸入に頼ることなく国内消費を賄えるものと見られる。また、失業率は4、5、6月と3ヶ月連続9.3%で、失業者登録総数は1.04百万人であった。6月の消費者物価指数は対前月比で5.5%増と比較的微増にとどまり、平均給与は対前月比15.4%増の58,917レイ（約85ドル）となったものの、上半期における実質賃金は対前年同期比で87.6%であり、国民の生活は厳しいものとなっている。また、6月末現在の企業数は公社912社、民間企業266,061社、国営企業8,251社であり、7月13日現在の外資導入企業数は26,529社で外資総額（累計）は6億7,980万ドルであった。

2. 生産・雇用

(1) 生産

(イ) 工業生産は1992年3月（対前年比7.1%減）を境に減少を続け、8月以降11月まで若干上向き傾向を示したものの結局通年では対前年比では21.8%減、1989年比で54%減となっている。この間企業再編については何等手が打たれていないことにより、工業生産は右低水準で推移しており底を打ったといえる状況にはない。右減少の直接的原因は原材料とエネルギーの不足及び労働生産性の減少(-13%)である。産業部門別では繊維(-30.5%)、冶金(-30.2%)、電気器具(-34.1%)、ラジオ・テレビ・通信機器(-39.1%)、廃棄物リサイクル(-34.2%)の生産減が顕著であった。

(ロ) 1993年の工業生産は対前年上半期比では7.5%減で依然悪化しているが、下降幅は縮小しており改善方向にある。産業部門（全体で29部門）別で見ると対前年上半期比では石炭採掘（3.5%増）、石油・天然ガス採掘（0.4%増）、鉱石採掘（2.2%増）、印刷（40.2%増）、自動車等輸送機器（22.9%増）、家具製造（14.9%増）、電力・ガス等（4.2%増）、水道（62.8%増）の8部門が生産増となった。他方、きわだって生産減となった主な産業は縫製（24.7%減）、事務・計算機製造（29.3%減）、医療器具等（26.2%減）、廃棄物リサイクル（23.9%減）部門であった。

	(対前年同期比) 1990年	1991年	1992年	1993年上半期
工業生産	80.2%	81.3%	77.9%	92.5%

(2) 雇用

1992年1月（国勢調査実施）現在の就業人口は1,078.58万人であった。就業構造は以下の通りである。

	就業者数	(全体に対する比率)
工業	381.74万人	(35.4%)

農林業	313.31 万人	(29.0%)
建設	46.27 万人	(4.3%)
輸送	58.53 万人	(5.4%)
通信	9.56 万人	(0.9%)
流通	87.19 万人	(8.1%)
地方サービス(住居その他)	70.58 万人	(6.5%)
教育、文化、芸術	46.79 万人	(4.3%)
科学、技術	10.90 万人	(1.0%)
保健	29.78 万人	(2.8%)
行政	8.32 万人	(0.8%)
その他	15.61 万人	(1.4%)

失業者数(1993年8月9日現在)

	総数
-失業者合計	1,028,472 人
-失業保険受給者	491,703 人
-失業保険を受給していない者	
(含:失業保険受給期限を過ぎた者)	536,769 人

失業率は9.0%(1993年7月現在)

3. 物価・賃金

(1) 物価

1989年革命以前のルーマニアにおいては、価格は中央統制の下にあって、基本的には安定しており、自由市場における農産品の価格にも上限が定められていたため、公式小売り物価上昇率は1980年代後半を通して0%であった。

しかし、1989年革命後のルーマニアにおいては、価格統制の撤廃、工業生産の落ち込みなどのため、1990年代上半期末で2,500億レイの過剰流動性が発生し、18%のインフレが進行した。その後1990年11月以降、第1次(11月)、第2次(1991年4月)、第3次(7月)の価格自由化により消費者物価は更に上昇した(卸売物価は未公表)。1990年10月を100とした消費者物価指数は1991年末には444.5となった。1992年には5月及び9月に2回基礎食料品、エネルギー関連等についてそれぞれ補助金を約25%削減したため、消費者物価は急上昇した。因みに1990年10月を100とした消費者物価指数は1,330.0で、1991年平均比で484.7となった。

1993年6月の消費者物価指数は1990年10月を100とした消費者物価指数は3,000.7で、1992年平均比で382.1であった。

(2) 賃金

91年末における給与労働者一人当たりの平均給与(手取り)は月11,394レイであった。

右は1990年10月当時の3.37倍であるが実質賃金は25%減少した。1992年では平均給与は32.612レイ（12月現在）に達し、対前年比175.8%上昇した。

1993年6月の平均給与は対前月比15.4%増の58,917レイ（約85ドル）となったものの、上半期における実質賃金は対前年同期比で87.6%であり、インフレを考慮に入れると実質給与は減少しており国民の生活は依然として厳しいものになっている。部門別の賃金上昇率は以下の通り。

(1990年10月=100)	1991年12月	1992年12月	1993年6月
工業	333.2	991.5	1,725.5
建設	297.4	966.2	1,891.0
農業	317.9	831.7	1,336.1
輸送	326.4	964.1	1,562.9

4. 財政・金融

(1) 財政

1989年革命以前の国家財政は、他の集権的計画経済国家と同様に、マクロ経済的な均衡を達成するだけでなく、企業の投資資金の分配、日々の企業運営の監査を含む広範な領域の経済運営を目的としていた。1989年の計画歳出は4,235億レイで、大きな財政赤字を出すことなく運営されていた。

1989年革命後は、市場経済への移行にともなう混乱のために90年度予算は作成されなかった。1991年以降は地方予算及び国営企業の経営費用を切離した形で中央予算が公表されている。1993年予算は1993年5月成立したが、その後、インフレ昂進、7月の商品流通税の廃止と付加価値税導入による歳出入の増減等のため8月に予算の修正が行われた。

1993年予算（8月修正）

	(10億レイ)		(10億レイ)
歳入	3,240	歳出	3,969
租税歳入	3,162	社会文化費	1,179
直接税	1,573	住宅及び地方行政費	28
間接税	1,589	国防費	397
非租税歳入	58	公共秩序費	204
その他	20	国家行政費	200
		経済活動費	1,423
		各省管轄公的機関への補助金	43
		地方予算への振替	316
		公的債務支払い	145
		準備金	34

1993年当初予算は前年度当初予算と比較すると1.6倍の伸びとなっているが、この間の

物価上昇を考慮すると実質ではゼロ成長の緊縮予算である。また、歳入不足額は7,290 億レイであり、経済大蔵省はこれまでの国立銀行よりの借入に代わり国債の発行を勧めること、また国家社会保証予算、年金補助基金、失業援助基金、その他の基金等より右歳入不足を埋めたいとしている。

(2) 金融

1989年12月革命までのルーマニアには金融市場は存在しなかった。国立銀行を中心とした金融機関は経済計画が実行されていることを貨幣面からフォローすることを目的としていた。1989年革命後は、一方では、国立銀行を発券銀行、中央銀行としての業務に専念させ、他方、国立銀行の商業業務を扱っていた部門をルーマニア商業銀行として独立させた。他、外国貿易銀行、農業銀行等の既存の銀行を商業銀行化し、また、新たな一般商業銀行、協同組合銀行の設立を認めるという形で銀行制度改革が行われた。右銀行改革のために、「銀行活動法」及び「ルーマニア国立銀行の活動に関する法律」が1991年3月、議会で承認された。右法律により、国立銀行は金融政策に対する責任を負うことになった。国民の貯金の大半はルーマニア貯蓄銀行(CEC)に預けられているが、CECと一般商業銀行等との間に関連がなく、国民の貯金が商業銀行を通して企業へ貸し付けられるといった形の資金循環はない。しかし、右貯蓄銀行は1993年中に民営化される予定である。国立銀行は徐々に中央銀行の役割を果たすべく努力しており、1992年6月為替レートの安定化を図るため、新為替レート・メカニズムを施行した。これは各商業銀行が受けた顧客よりの外貨売買の注文に基づき国立銀行で毎朝開かれるオークションでレートを決定するものである。また、右に先立ち4月にル輸出銀行が設立され貿易促進のため輸出保険、クレジット貸し付け等の業務を行うこととなっている。農業銀行は土地私有化によって農地を獲得した農民の営農または農業関連のビジネス等に対し低金利で資金融資を行うべく業務を開始した。しかし実際にはいずれの銀行も十分機能しておらず、今後とも西側の技術支援を必要としている。

5. 貿易・国際収支

(1) 貿易

(イ) 1992年は輸出4,018.6百万ドル(13.6%増)、輸入5,370.0百万ドル(1.5%増)となり、貿易赤字総額は1,351.4百万ドルと減少し改善傾向を示した(1991年赤字総額1,626.3百万ドル)。これは政府の輸出促進政策、レイ通貨の切下げ(1月1ドル=190レイ、12月1ドル=460レイ)の影響等による結果と見られる。主要な輸出品目は鉄鋼、ベアリング、アルミニウム、苛性ソーダで、輸入品目は電力、石炭、天然ガス、鉄鋼石、原油である。また食料の不足分を補うため小麦(1.1百万トン)、大麦(5.8万トン)、トウモロコシ・ジャガイモ等(26万トン)を輸入せざるを得ない結果となった。

(ロ) 1993年上半期は輸出1,744百万ドル(対前年同期比8.2%減)、輸入2,456百万ドル

(同11.5%減)、赤字幅712百万ドル(同18.8%減)となり貿易額は縮小した。品目別で見ると輸出では苛性ソーダ、アルミニウム、セメント、綿織物等が減少し、輸入では電力、石炭、鉄鉱石、原油、木材、とうもろこし、じゃがいも等エネルギー及び食料関連が減少した。また、総貿易額のうち民間企業による輸出は449.4百万ドル(総輸出額の25.8%)、輸入は709.5百万ドル(総輸入額の28.9%)であった。

	1992年	対前年度比(%)	1993年上半期	対前年同期比(%)	輸出
総額(10億レイ)	1,268.7	107.1	-	-	
ループル貿易(100万ループル)	88.5	10.7	10.3	19.3	
外貨貿易(100万ドル)	4,018.6	113.6	1,743.7	91.8	
輸入					
総額(10億レイ)	1,659.2	100.1	-	-	
ループル貿易(100万ループル)	144.0	25.1	7.7	6.2	
外貨貿易(100万ドル)	5,370.0	101.5	2,456.3	88.5	

1992年の相手国別貿易シェア

輸 出(42.86億ドル)		輸 入(58.86億ドル)	
ドイツ	11.2%	ドイツ	14.0%
ロシア	9.4%	ロシア	9.9%
イタリア	6.2%	イタリア	8.3%
トルコ	5.1%	イラン	7.9%
旧ユーゴ	4.9%	フランス	6.1%
中国	4.6%	米国	3.8%

主要品目別輸出入量

品 目	1991年	1992年	1993年(1~6月)輸出
鉄鋼(熱延)(千トン)	262.1	397.5	310.4
トラクター(台)	11,063	10,009	6,669
乗用車(台)	20,511	18,032	12,439
ベアリング(千個)	31,103.3	54,726.4	30,721.9
ガソリン(千トン)	1,439.5	1,053.1	-
ディーゼル油(千トン)	978.9	545.4	石油製品 1,461.8
苛性ソーダ(トン)	50,276	107,290	25,687
アルミニウム(トン)	64,012	91,405	35,170
家具(百万ドル)	337.5	313.0	89,523.3
セメント(千トン)	2,269.7	2,119.7	910.1
綿織物(千m ³)	18,334.4	16,015.5	4,319.8

既製服	(百万ドル)	153.4	187.4	44,319.8
輸入				
電力 (百万kwh)		7,004.2	4,200.6	612.5
石炭(鑛炭)(千トン)		2,901.1	5,146.1	1,687.2
天然ガス (百万m3)		4,647.0	2,945.6	1,540.0
鉄鋼石 (千トン)		6,862.1	2,342.6	899.5
原油 (千トン)		8,633.7	6,329.5	2,713.9
大豆 (トン)		265,537	131,905	-
小麦 (トン)		445,665	1,123,137	-
トウモロコシ(トン)		304,358	263,580	140,674
ジャガイモ (トン)		38,893	244,575	63,316
砂糖 (トン)		233,247	240,719	39,208
オレンジ (トン)		80,860	39,277	柑橋類 35,776

(2) 国際収支

前述の通り、1981年に102億ドルに達したルーマニアの対外累積債務は、対外債務返済戦略により急速に返済され、1989年4月チャウシェスク大統領はすべての対外債務は1989年3月末で完済された旨宣言し、実際にも1989年末に対外累積債務がほぼゼロになったと見られている。

しかし、1989年12月の革命以後は、外貨圏輸入の増加と輸出の減少により1990年16億8,290万ドル、1991年15億4,680万ドルと大幅な貿易赤字が生じた他、1990年1月の湾岸戦争の発生によりイラクに対しルーマニアが持つ債権17億ドルが回収不能となるなど、ルーマニアの国際収支状況は極めて悪化した。

右貿易収支の穴埋めに関しては、国際収支表が未公表であったため詳細は不明であるが、まず、1990年は6月の炭鉱夫事件によりルーマニアがG24支援対象国よりはずされたため国際的な金融支援が得られず、西側商業銀行よりの短期借入により賄う形となった。1991年は1月にルーマニアがG24支援対象国に加えられ金融支援が期待されたものの、1991年は実際には、IMFよりのスタンプ・クレジット、ECよりの金融支援の一部のみしか行われず、不足額については西側商業銀行よりの借入により補填されたものと見られる。

1992年に入ってようやく1990年に決定されたG24諸国の金融支援のディスバースが行われたが、エネルギー、食料の大幅な輸入により、1992年の貿易赤字は13億5,140万ドルを記録し、国際収支は改善されなかった。1992年末の債務残高については29億4,600万ドルになった。因みに91年G24の金融支援で日本は世銀SAL協融の形で1億ドルの輸銀アンタイド・ローンを決し、1993年に供与の為の手続きが終了し、第1トランシェはほぼディスバースされた。

Ⅶ. 社会

1. 社会情勢

チャウシェスク政権崩壊後、政府は食料品の緊急輸入、食料品等を中心とした輸出制限策をとり、国民の生活水準向上を主眼とした政策を打ちだしていたが、労働意欲の低下、労働規律の乱れ、ストライキの頻発等を原因とする工業生産性の低下、1990年11月から段階的に数回にわたり行われた価格自由化措置により消費者物価が3.3倍になるなど、生活条件の向上は見られていないばかりか低所得層にとってはむしろ悪化していると言える。また今後も経済改革の進行につれ失業者数もより増加することが予想され、労働者を中心に政府に対する不信感も次第に高まりつつある。1992年2月に新憲法に基づいた初の地方選挙が、同年9月には総選挙（上下両院）及び大統領選挙が行われ11月末にはバカロイユ新内閣が誕生したが、革命後3年目にしてようやく一応民主的と言える新体制に漕ぎ着けたことになったものの、政権の実態は旧共産党員が要所を占めるイリエスク体制の継続で変りばえのしない政治状況となっており、国民のルーマニア社会に対する失望がむしろ強まる傾向にある。

他方、革命3年間を経過した現在、警察を中心とする治安当局の権威の低下、治安組織の弛緩等もあり窃盗、強盗を中心として一般犯罪は増加の傾向にあり、当国社会の治安は悪化している。また、こうした不安定な社会情勢を利用した経済的犯罪も増えており、中古自動車売買を巡るトラブル、ヤミ商売目的に西側商品を不正に輸入しようとしてオトベニ国際空港その他国境の税関で摘発されるケースがあとをたたない。生活苦等を原因とする社会的モラルの荒廃、閉鎖的社会のため啓蒙される機会を有しなかった一般市民の低い民度等チャウセスク政権時代よりの様々な社会的「負の遺産」もあり、政治・経済全ての分野に渡りバルカン諸地域特有の混乱が今も続いている。

2. 労働

1992年版政府統計によれば現在1,079万人が国内産業諸分野（政府機関、軍人等を除く）で勤務しており、給与所得者数は739万人である。失業者数は統計局の発表によれば93、8月現在で1,028,472人であるが、今後も市場経済導入の進展につれて失業者数は増加していくものとみられる。

他方、1990年5月総選挙の選挙戦最中から与党「戦線」党は一部労働者に対し賃金引上げ等を約束したため、労働争議が続いた。選挙後当時のロマン首相が6ヵ月間のストライキ・モラトリアム提案を行ったが、効果はそれ程なく、その後も引き続き賃上げ、労働条件改善、企業幹部の更迭を要求して断続的にストライキが行われた。また、政府が週休完全二日制を導入したことにより労働意欲の低下が加速し、労働規律も著しく悪化しており、右が経済諸分野に様々な悪影響を与える結果となっている。1991年9月、給与等の物価スライド制を導入し給与等の補償措置を取ったが実質賃金は低下しており、国民生活は厳し

さを増している。

3. 社会保障

チャウシェスク政権崩壊後4年近くを経過した現在も社会保障制度に対する抜本的修正は行われておらず、1991年1月に失業者保護法が成立、同年9月より給料等物価スライド制が導入される他、最低賃金が決められるなど新たな労働者保護政策が実施された。しかし、懸案の社会保障制度全体の見直しについては、物価上昇に応じ各種給付額を部分的に修正する程度に止まっている。

(1) 現行社会保障制度の種類

- (イ) 病気、または事故による一時的労働不能者に対する手当等
- (ロ) 温泉保養所の便宜
- (ハ) 年金（普通、疾病、遺族）
- (ニ) 通院、入院期間の医療の無料サービス
- (ホ) 医薬品の無料サービス

(2) 年金

年金制度には、普通、疾病、遺族年金があるが、普通年金は業種により異なるものの、男30年、女25年の勤務年限を有する者は、男60才、女55才で年金受給の権利を有するとされている。年金額は、年金受給年齢以前の10年のうちより選択した連続5年間の平均給与に、一定の掛け率を掛け算出されるが、原則として掛け率は低所得者に高く、また重労働業種に高くしている。（但し、1990年12月30日まで有効な年金に関する暫定規則があり、これによれば男35年、女30年の勤務年限を有するものは男55才、女50才で年金受給の権利を有する。）また、1992年1月には政府決定により物価上昇にスライドさせ年金給付金が引き上げられた。

(3) 失業者保護法と最低賃金法

1991年1月失業者保護法が採択された。同法によれば、(イ) 18才以上の高校、専門学校卒業生で就職していない者は指標化された最低賃金の60%、(ロ) 大学卒業生は同70%、(ハ) 就労年数1-5年のものは最後に受け取った給与の50%、但し、最低賃金の75%以下とする(ニ) 就労年数5-15年のものは最後に受け取った給与の55%、但し、最低賃金の80%以下とする(ホ) 就労年数15年以上のものは最後に受け取った給与の60%、但し、最低賃金の85%以下とするとしており、失業以前の勤続年数等によって失業手当の多寡も左右される。失業手当授給期間は最大6カ月となっている。

また、1991年2月には最低賃金法が施行されたが、その後9月に給与水準物価スライド制が導入されるなどして現在に至っている。最近では1993年5月よりの補助金カットに伴

う給与等の補償措置の結果、最低賃金を月給30,000レイとすることとしている（参考：1993年7月の平均給与は67,047レイ（約87ドル））。

Ⅳ. 文化・教育

1. 文化

(1) 現状

チャウシェスク政権下では、ルーマニアの文化芸術活動は全て党・国家機関たる「社会主義文化教育評議会」によって行政的にもイデオロギー的にも管理され、同評議会の枠外の文化・芸術活動は有り得なかったが、1989年末の革命後は同評議会は廃止され、文化省が新設された。初代大臣に反体制文化人であったアンドレイ・プレシュが任命されるとともに、文化省改変にともない社会主義文化教育評議会の85%の職員が若い新たな職員と入れ代わった。自発的につくられた文化団体・サークル、文化関係出版社等が次々に活動を開始している。また、1991年9月には6年ぶりにジョルジュ・エネスク国際音楽祭が開催されるなど様々な文化活動が活発に行われる土壌が形成されつつある。

また、文化政策自由化に伴い、雨後の竹の子の如く印刷物が増えたものの、諸物価の値上がりを受けて紙代が高騰し、紙不足のため事実上出版活動が制限されるなど新たな問題も生じており、現在、文化省においては政府機関としての文化政策と文化活動の民営化促進をいかに旨く組み合わせていくか、政府助成の削減の仕方等を含め今後の文化振興政策について積極的な議論が行われている。

他方、市場経済への移行期にある現在、当国政府の文化関係予算配分には厳しいものがあり、ルーマニア国内の劇場、オペラ劇場、美術館等の国内文化施設はその運営に苦慮しているのが現状である。今後文教予算のより一層の増大、効率的運営が望まれている。

(2) ルーマニアが生んだ著名な文化人・芸術家は次の通り。

画家

ニコラエ・グリゴレスク (1838～1907)

演劇

エウジェン・イオネスコ (1909～)

イオン・ルカ・カラジャーレ (1852～1912)

小説

コンスタンティン・ゲオルギユ (1916～)

(「25時」の作者)

詩

ミハイ・エミネスク (1850～1889)

彫刻

コンスタンティン・ブルンクーシュ (1876～1957)

(ロダンの高弟と言われる。)

音楽

ジョルジュ・エネスク (1881~1955)

(バイオリニスト、作曲家)

ディヌ・リパティ (1917~1950)

(ピアニスト、作曲家)

ラドゥ・ルプ (1945~)

(ピアニスト)

その他

ミルチエア・エリアーデ (1907~1986)

(宗教史)

エミル・チョラン (1919~)

(哲学)

2. 教育

現在、教育制度の全般的見直しが行われており、新教育法の制定に向け議会の委員会レベルで検討が進められている。1989年の革命以前は「社会主義イデオロギー教育」をその中心概念とする1978年12月制定の教育法に基づいて教育が行われていたが、現在右イデオロギーからの脱却、宗教・道徳教育の導入等を内容とした教育カリキュラムへの変更が行われている。

教育制度自体はこれまでのところ大きな変更はされておらず、小学校4年、中学校（ジムナジウム）4年、高等学校第一期2年、高等学校第二期2年、高等教育機関（大学等）3~6年である。義務教育は小学校から高等学校第一期までの10年である。したがって高等学校第一期を終了したものは、実習を受け職場にはいるか、第二期に進級するかに分かれ、さらに第二期に進級したものは、その終了時、やはり実習を受けて職場につくか、高等教育機関に進むかに分かれることになる。

大学進学のためには、高等学校卒業の際にバカロレア試験（大学入試資格試験）に合格した上で、さらに希望する大学の入試にも合格しなければならない。大学は一般に4年から6年である。

高等教育機関を修了すると就職するが、出身大学学部長の推薦があれば大学院受験資格を与えられる。大学院は博士課程のみで一般に2~3年である。

また、小規模ながら私立大学もすでに10校以上設立されるなど教育界に新しい動きが見られるが（現時点では高等教育機関として承認されていない）、全般的にみて国内各教育施設みならず教育省、教育委員会等教育行政機関においても革命後の混乱を収拾し切れていないのが現状であり、教育当局は教育現場での予算不足に起因する劣悪な教育環境、教科書の不足等様々な問題の解決をせまられているといえる。

3. 宗教

国民の80%以上がギリシャ正教の分派であるルーマニア正教に属している。

ルーマニア正教徒の大部分はルーマニア人で、カトリックはハンガリー人の間に、プロテスタントはハンガリー人（カルビン派）、ドイツ人（福音派）の間に多い。

ルーマニア正教は1865年にコンスタンチノーブル総主教会から独立し、1925年には総主教区の地位を得て完全に独立した。また、新しい宗教界の動きとしては、1990年6月にはローマ・カトリック教会によりアレクサンドル・トデア氏がルーマニア人としては初めて枢機卿に任命されたことが挙げられる。また、1992年1月に実施された国勢調査の中間報告によれば、ルーマニア正教87%、カトリック5.0%、プロテスタント3.5%、ユニタリアン1%等となっている。

IX. 日本との関係

1. 交流史

(1) 1902年6月18日、日本・ルーマニア両国間の外交関係が樹立され、1917年東京にルーマニア公使館が、1922年ブカレストに日本公使館がそれぞれ開設された。その後、第二次世界大戦におけるルーマニア（同盟国側として参戦）の敗戦に伴い、1944年10月31日、外交関係は断絶した。

戦後1959年に両国間に交換公文が交わされ、外交関係を正式に回復、翌年より公使を交換し、1964年相互に公使館を大使館レベルに昇格させた。

(2) 両国間に締結された条約及び取極は次の通り。

1960年11月	貿易支払協定
1969年9月	通商航海条約
1975年4月	文化交流取極
1975年4月	科学技術協力取極
1975年4月	査証発給簡素化取極
1976年2月	二重課税防止条約
1982年12月	債務救済措置取極
1983年11月	債務救済措置取極
1991年11月	文化無償協力取極
1992年11月	文化無償協力取極
1993年8月	文化無償協力取極

(3) 要人往来

(日本側からの訪「ル」)

1963年9月	国会議員団 (団長：小平久雄衆議院議員)
1964年7月	日本社会党代表団 (団長：成田知巳衆議院議員)
1964年10月	藤山愛一郎衆議院議員
1966年9月	河野謙三参議院副議長
1966年10月	川島正次郎総理特使
1967年9月	菅野通産大臣
1967年9月	国会議員団 (団長：大坪衆議院議員)
1969年3月	日本政府経済使節団 (団長：植村経団連会長)
1969年9月	国会議員団 (団長：福永衆議院議員)
1971年8月	日本共産党代表団 (団長：宮本書記長)
1972年4月	美農部東京都知事

- 1972年8月 国会議員団（団長：長谷川峻衆議院議員）
- 1972年10月 経済委員会（民間レベル）第一回合同会議開催
（団長：砂野川崎重工会長）
- 1973年10月 国会議員団（団長：秋田大助衆議院副議長）
- 1974年3月 貿易交流政府ミッション（団長：村田三井物産副社長）
- 1974年4月 列国議会同盟ブカレスト会議代表団（団長：福永健司衆議院議員）
- 1974年8月 斎藤厚生大臣（国連人口会議参加のため）
- 1974年10月 日本社会党代表団（団長：石橋書記長）
- 1974年10月 経済委員会（民間レベル）第三回合同会議開催
（団長：砂野川崎重工相談役）
- 1976年3月 科学技術政府調査団（団長：藤井科学技術会議議員）
- 1978年6月 三木元総理大臣一行
- 1978年7月 日本共産党代表団（団長：宮本委員長）
- 1978年8月 国会議員団（団長：三宅衆議院副議長）
- 1979年3月 東欧経済親善使節団（団長：永野日本商工会議所会頭）
- 1979年10月 皇太子・同妃両殿下
- 1980年9月 桜内自民党幹事長
- 1980年11月 第三回日・ル経済混合委員会（団長：鹿取外務審議官）
- 1981年4月 経済委員会（民間レベル）第七回合同会議開催
（団長：田中日商岩井会長）
- 1981年8月 外務省間協議（団長：鹿取外務審議官）
- 1981年8月 国会議員団（団長：山下元利衆議院議員）
- 1982年5月 自民党青年議員団（団長：麻生太郎衆議院議員）
- 1982年8月 国会議員団（団長：檜垣徳太郎参議院議員）
- 1982年9月 二階堂自民党幹事長
- 1983年8月 安倍外務大臣
- 1983年8月 福田衆議院議長
- 1983年11月 小山国際司法裁判所判事
- 1984年4月 第五回日・ル経済混合委員会（団長：中島外務審議官）
- 1984年5月 福田元総理大臣
- 1984年9月 木村参議院議長
- 1985年6月 日・ル友好議員団（団長：稲葉修衆議院議員）
- 1985年9月 国会議員団（団長：渡部恒三衆議院議員）
- 1986年5月 経済委員会（民間レベル）第九回合同会議開催
（団長：梅田川崎重工会長）
- 1986年8月 外務省間協議（団長：柴井外務審議官）

- 1990年8月 鯨岡日・ル友好議員連盟会長
- 1991年6月 杉浦農林政務次官
- 1991年7月 経済委員会（民間レベル）第十回合同会議開催
（团长：梅田川崎重工会長）
- 1992年10月 第六回日・ル経済混合委員会（团长：松浦外務審議官）
（ルーマニア側からの訪日）
- 1962年9月 経済使節団（团长：ブルラデアーナ副首相、ガストン・マリ国家計画大臣、G. ラドレスク外国貿易大臣同行）
- 1964年3月 大国民議会代表团（团长：ニコラウ副議長）
- 1966年11月 ダレア共産党書記（日本共産党招待）
- 1967年5月 マネスク外務大臣（公賓）
- 1969年9月 ブルティカ外国貿易大臣（外務省賓客、日・ル通商航海条約締結）
- 1969年10月 ヴルク共産党政治執行委員（日本共産党招待）
- 1970年9月 トロフィン共産党書記（日本共産党招待）
- 1971年11月 大国民議会代表团（团长：ヴィジョリ議会財政委員長）
（国会招待）
- 1972年9月 ニクレスク・ミジル共産党幹部会員・副首相（日本共産党招待）
- 1973年12月 アンドレイ共産党書記（日本共産党招待）
- 1974年6月 コンスタンティネスク大国民議会議長（国会招待）
- 1974年10月 列国議会同盟代表团（コルネリユー・マネスク元外相）
- 1975年3月 ネクライ・アガキ金属工業大臣
- 1975年4月 チャウシェスク大統領夫妻（国賓）（随行：オブレア副首相、マコベスク外務大臣、フロレスク化学工業大臣、パウン保健大臣等）
- 1975年6月 ロマン・モルドバン商工会議所会頭
- 1977年10月 エミル・ボブ共産党書記（日本共産党招待）
- 1978年2月 第二回日・ル経済混合委員会（团长：ラドレスク外務担当國務大臣）
- 1979年5月 ヨシフ・バンク共産党書記（日本社会党招待）
- 1980年2月 ゲオルゲ・ラドレスク共産党政治執行委員（日本共産党招待）
- 1980年2月 経済委員会（民間レベル）第七回合同会議開催
（团长：イオン・コンスタンティネスク商工会議所会頭）
- 1981年5月 タマラ・ドブリン民主主義・社会主義統一戦線執行議長
（オピニオン・リーダー招待）
- 1981年11月 第四回日・ル経済混合委員会（团长：ゲオルゲ・ドルグ外務次官）
- 1982年4月 ニク・チャウシェスク大国民議会議員（自民党招待）
- 1982年5月 エドアルド・アイゼンブルガー民主主義・社会主義統一戦線執行

	副議長（オピニオン・リーダー招待）
1982年7月	ベトレ・ジジャ大蔵大臣
1983年2月	アレクサンドル・ロシュ外国貿易担当国務大臣
1983年2月	ニコラエ・ジョサン大国民議会議長（衆参両院招待）
1983年3月	ミフネア・ゲオルギュー社会政治科学アカデミー総裁 （オピニオン・リーダー招待）
1983年9月	パウラ・プリオテアサ外国貿易次官
1984年2月	サバウ・ルーマニア航空（TAROM）社長
1984年7月	経済委員会（民間レベル）第八回合同会議開催 （団長：プリオテアサ外国貿易次官）
1984年10月	ミハイ・ブルカ民主主義・社会主義統一戦線執行副議長 （公明党招待）
1985年7月	タマラ・ドブリン文化・社会主義教育評議会副議長 （日本共産党招待）
1985年8月	ニク・チャウシェスク青年共産同盟第一書記（ユニバシアード神戸組織委員会招待）
1986年8月	ミウ・ドブレスク共産党政治執行委員（日本共産党招待）
1986年12月	イリエ・チャウシェスク国防次官 （サッカー・チーム「ステアワ」同行）
1987年4月	マネスク国家評議会副議長
1989年2月	マネスク国家評議会副議長（大葬の礼出席のため）
1990年10月	セヴェリン副首相（対議会関係担当）
1990年11月	イリエスク大統領（即位の礼出席のため）
1991年7月	プレシュ文化大臣
1991年8月	ナスターセ外相
1991年9月	ディジュマレスク副首相（大蔵・経済改革担当）
1992年4月	アナ・ブランディアナ市民同盟会長 （オピニオン・リーダー招待）
1992年12月	ジョルジェスク大蔵大臣
1993年5月	ネグリツォイユ副首相（経済改革担当）

2. 政治関係の現状

(1) 両国間には特段の政治的懸案事項もなく、我が国の経済発展への驚異と敬意の念もあって、対日感情は非常に良く、対日関心も強い。

(2) チャウシェスク政権末期には人権問題などを巡りルーマニアと西側諸国との関係が疎遠になっていたこともあり、我が国との間でもこれといった要人往来はなかった。1989

年12月の革命後に成立したイリエスク政権は、経済に関し「日本モデル」を参考にしたい旨発言するなど我が国に対し強い関心を示しており、また、我が国からの経済援助、投資、技術導入についても大きな期待を有している。かかる事情を反映してルーマニア側より折りに触れ要人往来を活発化させたいとの希望が表明されている。

また、ルーマニアは我が国が経済面のみならず、国際政治の面でも重要な地位を占める国と認識し、ルーマニア側より国際問題及び二国間問題につき両国外務省間で定期的に協議の場を持ちたいとの希望が表明されており、右希望もあり1992年10月にブカレストにおいて日本・ルーマニア経済混合委員会が開催された機会に松浦外務審議官を団長とする外務省間協議が開催された。

3. 経済関係の現状

ルーマニア政府は市場経済に向けての経済改革を継続しているが、未だ改革の移行期にあり経済は非常に困難な状況にある。日本はG24の枠組みの中で1991年度より経済協力を開始し、研修員受入れ、専門家派遣等の技術協力を実施すると共に、1992年末には1億ドルの金融支援を供与する取極が締結された。貿易に関しては1990年は輸出8,159万ドル（対前年比164%）、輸入9,858万ドル（同48.7%）であり、1991年では輸出5,646万ドル（対前年比69.2%）、輸入9,450万ドル（同95.9%）、1992年は輸出3,048万ドル（対前年比54.0%）、輸入7,861万ドル（同83.2%）となっており、日本の入超は変わらないが、貿易全体では縮小傾向にある。ルーマニア政府は経済再建には西側よりの経済支援が不可欠としており日本に対する期待も大きいことから、日本との経済関係は当面对ルーマニア経済協力を中心に推移しよう。その他両国間協議として1976年より両国間経済関係促進のために政府間経済混合委員会が開催されており、1987年12月（第6回）の開催を最後に暫く開かれていなかったが、1992年10月ルーマニア外務省において日本側松浦外務審議官、ル側ティンカ外務次官補を団長とする同混合委が開催され、日本・ルーマニア両国間の経済・貿易関係の現状、促進の方途について意見交換が行われた（その他民間レベルの経済合同会議も行われている）。

(1) 日本の対ルーマニア貿易額（単位百万ドル）

年	総額	輸出	輸入	収支
1979	296	181	115	66
1980	268	203	66	137
1981	245	187	58	129
1982	125	91	34	57
1983	166	69	97	-28
1984	204	74	130	-56
1985	155	90	65	25
1986	207	111	95	16

1986	207	111	95	16
1987	209	76	133	-57
1988	195	53	142	-89
1989	252	50	202	-152
1990	180	82	98	-16
1991	151	56	95	-39
1992	109	30	79	-49

(2) 日本の対ルーマニア品目別貿易額 (単位百万ドル)

1992年

輸入総額	78.61	輸出総額	30.48
食料品類	1.35	食料品類	2.14
原料品類	0.00	原料品類	0.04
鉱物性燃料類	-	鉱物性燃料類	0.00
工業製品類	67.75	工業製品類	28.13
化学工業品	1.49	化学工業品	1.91
機械機器類	0.02	機械機器類	14.72
一般機械類	-	一般機械類	4.64
電気機械類	-	電気機械類	6.28
輸送機器類	-	輸送機器類	3.39
繊維製品類	1.71	繊維製品類	0.19
金属品	58.81	金属品	3.26
非金属鉱物製品	1.37	非金属鉱物製品	0.00
雑製品	4.37	雑製品	0.00
日用品 (再輸入品)	9.50	日用品 (再輸入品)	0.17

(出所: ジェトロ)

(3) 日本からの対ルーマニア投資 (25件うち企業ベース8件、小規模個人ベース17件) 以下企業ベースのみ

(イ) PANASONIC DISTRIBUTION (設立年時: 1991年1月)

業務活動: パナソニック製品販売

資本金: 日本側-国際交易74,000米ドル、ル側-35万レイ

(ロ) ROKURA SRL (1991年12月)

業務活動: 無線機、エレクトロニクス等の販売

資本金: 日本側-大倉商事1,330米ドル、ル側-60万レイ

(ハ) NORA COLOR SRL (1991年)

業務活動：写真現像等

資本金：日本側－兼松149,000DM、ル側－360万レイ

(ニ) CARPATI MOTOR SRL (1992年3月)

業務活動：本田自動車販売

資本金：日本側－兼松165,000米ドル、ル側－5.910万レイ

(ホ) FUJI ROM (1992年4月)

業務活動：貿易

資本金：日本側－フジタ工務店13,500ドル、ル側－270万レイ

(ヘ) TOYO MOTOR (1992年7月)

業務活動：トヨタ車販売

資本金：日本側－日商岩井240,000ドル、ル側－143.2百万レイ

(ト) NISSAN ROMANIA (1992年2月)

業務活動：日産自動車販売

資本金：日本側－住友商事100%(10,000米ドル、198万レイ)

(チ) MAZDA MOTOR ROMANIA (1993年2月)

業務活動：マツダ車販売 (1992年3月)

資本金：日本側－伊藤忠100%(90,000米ドル、4,770万レイ)

4. その他の交流

(1) 関係団体

(イ) 友好議員連盟

- ・日本・ルーマニア友好議員団

会長：鯨岡兵輔衆議院議員

- ・ルーマニア・日本友好議員団

会長：アレクサンドル・ポポヴィッチ上院議員 (自由党)

(ロ) 経済委員会

- ・日本・ルーマニア経済委員会

会長：長谷川謙浩川崎重工業相談役

- ・ルーマニア・日本経済委員会

会長：イオン・ギブツイウ・ルーマニア商工会議所会頭

(ハ) 日本研究団体、友好協会

- ・日本・ルーマニア協会

会長：羽田つとむ衆議院議員

- ・ルーマニア・日本協会 (Societatea Niponica)

代表：パウル・ディアコヌ会長

- ・ルーマニア日本学協会

代表：オクタビアン・シム会長
・日・ル友好リーグ
代表：ニコラエ・ベルガ会長

(2) 以上の団体のうち、(イ) 友好議員連盟の会長鯨岡議員は1990年8月ルーマニアを訪問し、イリエスク大統領と会見している。(ロ) の長谷川会長は1991年6月にルーマニアを訪問し当地経済関係者と会談し、1993年5月には同会長を団長とする経済交流代表団がルーマニアを訪問した。

また、1989年12月の政変以降日本人観光客も若干増加したがそれほど多くはなく、ルーマニアからも、政府・民間団体等からの招聘のケースは増加したものの、それ以外は僅かに親族訪問がある程度。

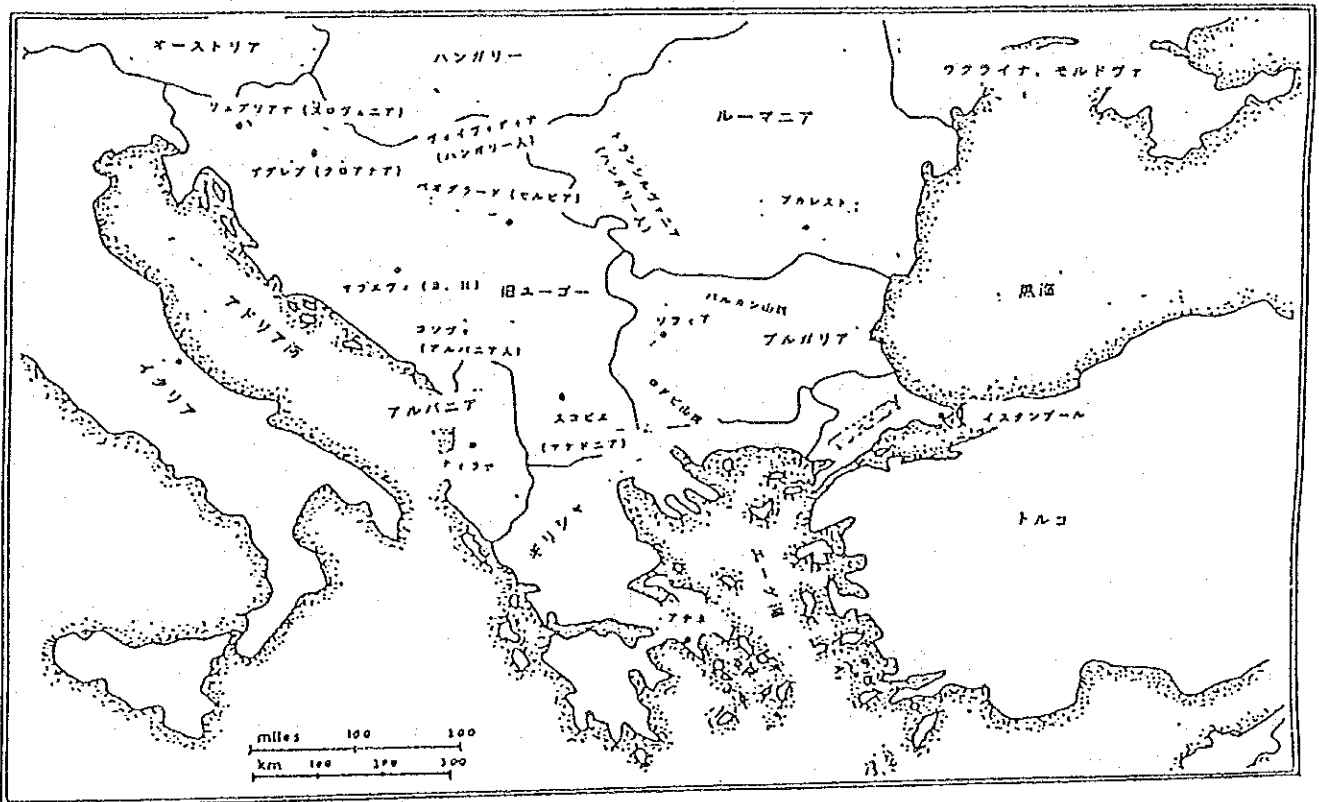
要人名簿

1993年10月1日現在

大統領	イオン・イリエスク	無所属
国会 上院議長 副議長 下院議長	オリビュウ・ゲルマン ドール・ヨアン・タラチラ テオドル・アルデレアン ヨアン・ルプ エウジャン・ディジュマレスク アドリアン・ナスターセ ダン・マルチアン イオン・ラツィウ ラドゥ・ベルチャーヌ ヨアン・ガヴラ	ルーマニア社会民主主義党 ルーマニア社会民主主義党 ルーマニア国民統一党 農民党 民主党(教団脱離) ルーマニア社会民主主義党 ルーマニア社会民主主義党 農民党 民主党(教団脱離) ルーマニア国民統一党
政府 首相	◎印は下院議員 ○印は上院議員 ニコラエ・バカロイウ	無所属
国務大臣(副首相格) 経済改革・調整・戦略策定評議会議長	ミルチャ・コシェア	無所属
国務大臣(副首相格) 労働・社会保障相	○ダン・ミルチェア・ポペスク・	ルーマニア社会民主主義党
国務大臣(副首相格) 蔵相	フローリン・ジョルジュスク	無所属
国務大臣(副首相格) 外相	テオドル・ヴィオレル・メレシュカーヌ	無所属
法務相	○ペトレ・ニノス	ルーマニア社会民主主義党
国防相	ニクラエ・スピロイウ	無所属
内務相	ジョルジュ・ヨアン・ダネスク	無所属
農業・食料相	ヨアン・オアンチャ	ルーマニア社会民主主義党
運輸相	パウル・テオドル	無所属
通商相	◎クリスティアン・ヨネスク	ルーマニア社会民主主義党
観光相	◎マテイ・アガトン・ダン	ルーマニア社会民主主義党
公共事業相	マリン・クリステア	ルーマニア社会民主主義党
水利・森林・環境相	アウレル・コンスタンティン・イリエ	無所属
教育相	リヴィウ・マイオル	ルーマニア社会民主主義党
調査・技術相	ドール・ドゥミトル・パラデ	無所属
保険相	ユリアン・ミンク	ルーマニア社会民主主義党
文化相	◎ペトレ・サルクデアヌ	ルーマニア社会民主主義党
青年・スポーツ相	アレクサンドル・ミロノヴ	無所属
議会関係相	ヴァレル・ドルネアーヌ	ルーマニア社会民主主義党

資料 8.

最近のブルガリア事情と日・ブ関係



平成 5 年 5 月
在ブルガリア大使館

目 次

1. 内 政
2. 経 済
3. 外 交
(含. 4. バルカン半島情勢とブルガリア)
5. 我が国との関係
6. クロノロジー (日本・ブルガリア間の要人往来を含む)

別紙

1. 国家組織の概略
2. 要人名簿
3. 国会と政党
4. 主要経済指標
5. 日本・ブルガリア経済関係

1. 内政

- (1) 89年12月のジフコフ退陣(失脚)以来、90年末の共産党政権の崩壊(共産党は社会党に改名)と、社会党と民主勢力同盟の連立内閣成立、91年は、2月に経済自由化開始、7月に民主憲法採択、10月に総選挙、11月に民主勢力同盟のディミトロフ首相を首班とする民主勢力同盟単独政権成立と政治的民主化は着実に進んできた。
- (2) 92年末には民主改革の方法論と経済改革の遅れを巡り民主勢力同盟の内部で対立が表面化し、11月ディミトロフ首相不信任が成立。新内閣組閣を巡り各政党間で意見の調整に時間を要したが、結局大統領経済顧問のペロフ教授を首班とする内閣が民主勢力同盟の中でも穏健な改革を主張する一部分とトルコ系住民代表政党並びに社会党の大部分の同意を得て12月末に成立した。ペロフ内閣は経済史学者ペロフ教授を首班とし実務派を閣僚に据えた内閣で、自ら民営化内閣を標榜。
- (3) 政治(民主化、共産党員の公職追放)に時間を費やした結果経済運営がおろそかになったとして非難されたディミトロフ内閣は、経済政策としては安定化を優先し、緊縮財政及び高金利政策を厳格に実行したため、コメコン経済の崩壊もあって国民生活は大量失業、物資不足と物価上昇、実質収入の激減に見舞われた。しかしディミトロフ内閣は国民各層、労組等に対して何らの解決策を示せず、むしろ対決姿勢を貫いたために崩壊した。ペロフ内閣は労組、社会党の意見も取り入れディミトロフ内閣に比べれば緩やかな経済改革路線を目指していると思われるが、IMFとの関係では依然緊縮財政を求められており、更に看板の民営化は93年に入っても具体化しておらず、政権の安定は今後の経済運営如何にかかっている。

2. 経済

- (1) 市場経済の導入を目指して91年2月に経済自由化を実施したが、85年以来累積していた対外債務の問題、コメコン経済の崩壊、独立採算化された国営企業の経営不振と債務の累積等が原因で経済は不振を続けている。92年以来IMFの指導で緊縮財政、高金利(若干の高低変化はあるが基本金利は50%前後で推移)政策を採用しているため、近代的銀行制度の未発達もあり、経済を刺激し前進させるべき民間資本の育成には至っていない。
- (2) 緊縮財政を貫徹するために国営企業従業員及び公務員の賃金、年金、社会保険等は低く抑えられており、このために労組の不満が高まっている。また政府補助金のほぼ全面削減の為に、コメコン市場を喪失した国営企業の経営は全く成り立たなくなっている。91年、92年と連続で生産は20%以上の減少を続けている。更に、国営企業の抱える債務(国営企業同志の相互融資及び売掛代金等)の問題は民営化に際して大きなネックになっている。
- (3) このような経済的苦境を打開するためには、限られた政府予算で将来性のある特定の産業を保護、育成を行うことも一案であるが、現在のブルガリア政府経済関係省庁

- の高官は一様に政府の経済への介入は全く排除する姿勢を示している。他方、賃上げ及び年金引き上げの圧力は強く、政府は財源を新税制（企業税、所得税、付加価値税の導入）に求めているが93年春現在新税制は成立していない。現行税制においても徴税もれが多いと言われており、財政収入安定化は今後の経済運営の鍵を握っている。
- (4) 他方、92年にほぼ完成した商店、小規模店舗等の所有権返還に伴い、小売、食品、サービス分野では民営化が急速に進んでいる。また92年春に開始された農地の所有権返還は93年春現在約20%の農地が返還（乃至返還予定）されており、市場経済は小規模ながら定着しつつある。

3. 外交

- (1) 89年の政変以降は、西側、特にECとの政治経済関係の拡大及び欧州の政治経済機構への参加、バルカンの平和と安定、ロシア連邦を始めとする旧ソ連邦各共和国との政治経済関係の拡大、黒海沿岸諸国間協力の推進、並びに欧州とのバランスの意味もあり米国及び日本との関係強化を目指している。旧共産圏諸国との間では平等・互恵の関係を再構築中。
- (2) 特に旧ユーゴ連邦内の紛争には重大な関心と懸念を有しており、国連、CSC E、NATO等の強力な調停と西側による早急なマケドニア承認による紛争拡大阻止を主張している（ブルガリアはマケドニアを他国に先駆け92年1月に承認）。共産主義時代には国内トルコ人マイノリティー弾圧等との関係で悪化していたトルコとの関係は完全に修復されており、またギリシャ、ルーマニアとの関係も良好である。
- (3) 対セルビア制裁を厳格に実行してはいるが、ドナウ川を遡行するセルビア船の航行阻止等の強行措置（実力行使）についてはセルビアとの武力衝突を懸念して消極的。また、対セルビア制裁の実施に伴う貿易・経済上の損失補填を国際的に訴えている。
- (4) 旧ソ連邦各共和国との政府を介した経済関係は90年来ほぼ完全に無くなっているが、実際には国家のコントロールを離れ独立採算性にされた国营企業が旧来の貿易相手との関係を保っており、特に西側との経済関係が西側の経済不況もあり思ったほどには拡大しないのを見て政府、国民ともに旧ソ連邦市場（特にロシア市場）の重要性を再認識しつつある。

4. バルカン半島情勢とブルガリア

- (1) 旧ユーゴスラヴィア各共和国の独立に際しては世界に先駆けて92年1月にスロヴェニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及びマケドニアを一括承認。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの紛争に関してはバルカン諸国は中立であるべきとの立場。
- (2) ブルガリア国内には総人口850万の約10%と言われるトルコ系住民、総数は少ないがブルガリア人回教徒がいる他、マケドニア共和国内に残存するブルガリア人、ギリシャ北部に居るといわれるブルガリア人等の問題がある。
- (3) ボスニア・ヘルツェゴヴィナの人種・宗教間の紛争がコソヴォ（現状はセルビア人

少数派による大多数のアルバニア人支配)、引いてはマケドニアに波及することを強く懸念。

5. 我が国との関係

(1) (イ) 我が国はブルガリアの民主化、市場経済移行を支援するため1991年より経済・技術協力を開始した。その概要は次の通り。

(a) 資金協力

輸銀による1億ドルの構造調整ローン(国際収支支援)を供与。先般同融資交渉が決着し、93年7月L/Aが調印された。

(b) 技術協力

- ・研修員受け入れ30名、専門家派遣10名等(平成4年度実績)。
- ・92年10月青年海外協力隊派遣取極締結、93年2月派遣開始。

(c) 開発調査

省エネルギー計画、ソフィア市廃棄物処理計画(平成4年度実施)。

(d) 緊急食料援助

平成2年度に2億円の食料援助(粉ミルク)をWFP経由で実施。

(ロ) 対ブルガリア中小企業投資促進、ブルガリアにおける企業化育成を目指してJAI DO(日本国際開発機構、経団連が中心となって設立された資本参加を業務とする会社。92年9月海外経済協力基金OECFの出資を1000万ドル相当増加させて中・東欧における企業設立支援を強化することとなった。)が92年より対ブルガリア投資案件の発掘を開始した。

(2) ブルガリアの経済構造改革と自由主義経済への統合に大きな障害となっている点の一つに對外累積債務の問題がある。93年2月には元本・金利合わせて131億ドルになったと言われている對外債務は20%が公的債務(輸銀等の信用供与並びに輸出保険)で80%が民間銀行の債権である。公的債務については91年及び92年のパリ・クラブ合意に基づき我が国との2国間リスク合意は出来たが、我が国銀行も大手の債権者となっている民間債務については債務総額の割引等を巡り合意が出来ず93年7月現在交渉中である。

(3) 日ブ貿易は90年以降ブルガリアの対日輸入の大幅な減少を記録している。91年以降ブルガリアの自由化の影響で一時急増した家電、自動車の輸出も92年に入り縮小の傾向を示しており、対日輸出は伝統的な対日輸出品目であるワインを中心として堅調。主な対日輸出品は魚介類、ワイン、たばこ、鉄・金属、繊維等であり、対日輸入品は機械、家電、自動車等である。

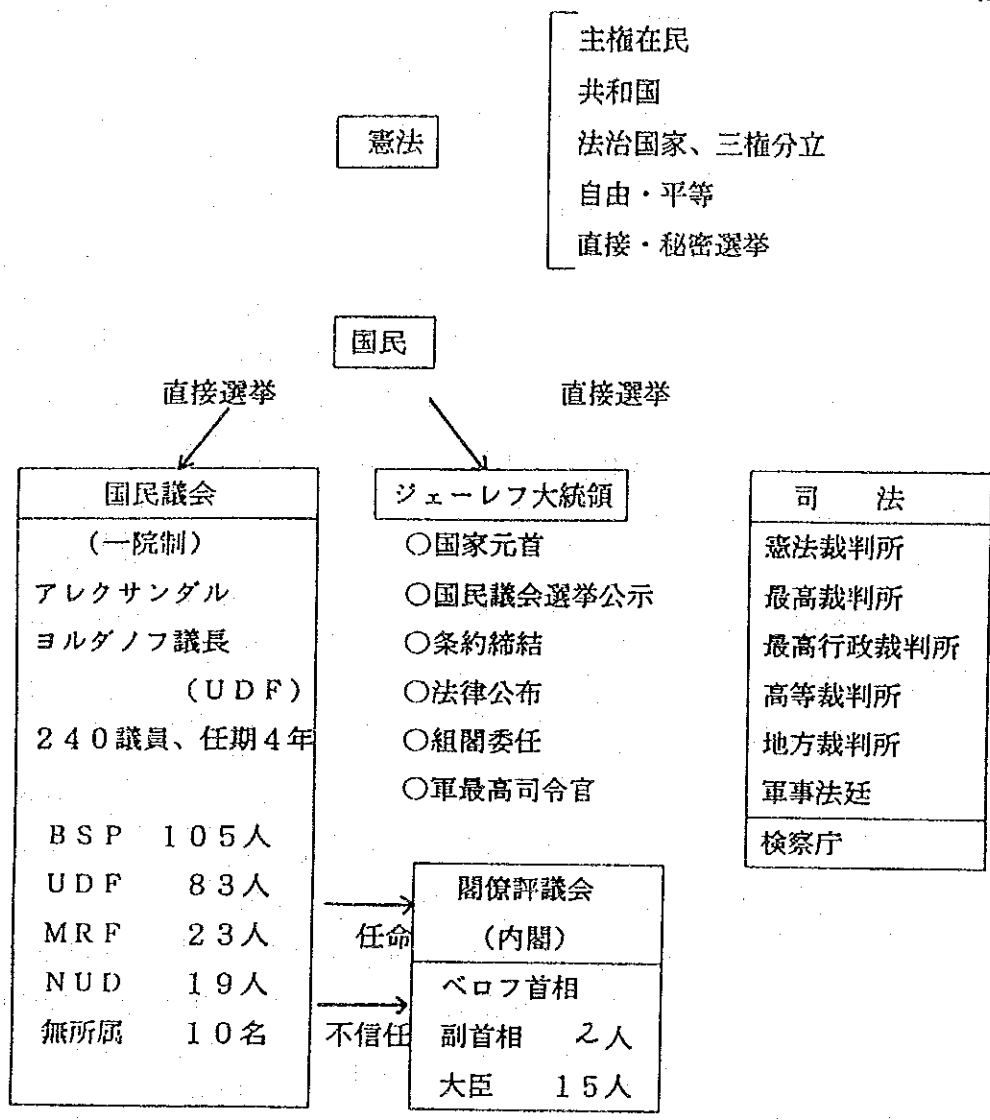
(4) 1990年秋にソフィアで第1回を開催した日本文化月間は、92年までに3回を数え毎回我が国の伝統文化、伝統芸能、伝統的スポーツ、茶、生け花、音楽、映画等の催しを通じて日本文化の紹介を行っている。92年からは催しもソフィア以外の地方に拡大している。

6. クロノロジー（日本・ブルガリア間の要人往来を含む）

主 な 出 来 事 (日・ブ二国間関係を含む)	日・ブ要人往来	
	日本から	ブルガリアから
89年 11月 ジフコフ書記長辞任（失脚）		
90年 2月 ルカノフ（共産党）首相選出 4月 共産党、社会党に改名 6月 新憲法制定のための大議会選挙（社会党が多数） 8月 大議会にてジェーレフ大統領選出 ルカノフ内閣総辞職 社会党本部焼き打ち 11月 国名を「ブルガリア共和国」に改称 12月 ポポフ連立内閣成立	6月 小此木衆議院 友好議連会長 (自由選挙視察)	9月 ベロン民主勢力 同盟議長 11月 ジェーレフ大 統領(即位の礼参 列)
91年 2月 経済改革開始（価格自由化） 7月 大議会、新憲法採択 10月 新憲法に基づき総選挙（民主勢力同盟が第1党） 11月 ディミトロフ内閣成立		5月 ヴァルコフ副首 相兼外相、コスト フ蔵相
92年 1月 ジェーレフ大統領再選 5月 欧州評議会に加盟 9月 第1次債務救済措置取極調印 10月 ディミトロフ内閣総辞職 12月 ベロフ内閣成立	5月 綿貫自由民主 党幹事長 9月 櫻内衆議院議 長	4月 ヴァシーレフ副 首相兼教育・科学 相 10月 プラマタルス キー貿易相
93年 3月 ECと連合協定に調印 新民主同盟結成 第2次債務救済措置取極調印 EFTAと自由貿易協定に調印 6月 ベロフ内閣改造 ディミトロヴァ副大統領辞任		5月 ヨルダノフ国民 議会議長

国家組織の概略

(別紙1)



- 立法
- 予算
- 大統領選挙日決定公示
- 国民投票決定
- 首相、大臣選出
- 中央銀行総裁選出
- 財政赤字の承認
- 開戦及び戦争終了の宣言
- 軍隊の派遣の承認
- 緊急事態宣言
- 条約批准
- 内政、外交の実施
- 条約締結
- 公の秩序維持
- 予算執行
- 政令、規則の発布
- 司法の独立
- 特別法廷なし
- 真実と公正を実施
- 裁判公開の原則
- 捜査権 (検察)
- 罪刑法定主義

(別紙2)

要人名簿

大統領	ジェーリュ・ジェーレフ	無所属(元UDF議長)
国会 議長 副議長	アレクサンダル・ヨルダノフ スネジャナ・ボトウシャロヴァ カディル・カディル ヨルダン・シュコラゲルスキー	民主勢力同盟(UDF) 民主勢力同盟 権利と自由のための運動 社会党
政府 首相 副首相	リューベン・ベロフ ヴァレンティン・カラバシェフ	無所属(元大統領顧問) 元民主勢力同盟(ASP)
法務大臣	エフゲニー・マティンチェフ	権利と自由のための運動 弁護士
内務大臣	ペータル・コルナジェフ ヴィクトル・ミハイロフ	無所属(元内務省警察局長)
外務大臣	スタニスラフ・ダスコロフ	前貿易省次官
教育・科学大臣	マルコ・トドロフ	前大学学長
文化大臣	イヴァイロ・ズネボルスキー	元文化次官
国防大臣	ヴァレンティン・アレクサンドロフ	無所属(元国防省官房長)
大蔵大臣	ストヤン・アレクサンドロフ	無所属(元大蔵省主税局長)
産業大臣	ルーメン・ピコフ	元民主勢力同盟(ASP)
商業・貿易大臣	ヴァレンティン・カラバシェフ	元民主勢力同盟(ASP)
運輸大臣	キリル・エルメンコフ	前運輸次官
労働・社会福祉 大臣	エフゲニー・マティンチェフ	権利と自由のための運動
農業大臣	ゲオルギ・タネフ	無所属(元農業省次官)
国土発展・ 建設大臣	フリスト・トテフ	無所属(前文化省次官)
環境大臣	ヴァレンティン・ボセフスキー	無所属(元環境省次官)
保健大臣	ダンチョ・グーカロフ	無所属

国会と政党・院内会派

政党・主要分派・会派	党首・主要政治家	議席数	政治的特色
社会党	ジャン・ヴィデノフ (党首) ノラ・アナニエヴァ (院内総務)	105	旧共産党
民主社会主義同盟	チャヴダル・キュラノフ		
民主勢力同盟 (UDF)	フィリップ・ディミトロフ (党首)	83	反共産グループ (17政党) より構成
民主党	ステファン・サヴォフ (院内総務)		
急進民主党	アレクサンダル・ヨルダノフ		
統一キリスト教 民主センター	ステファン・ソフィアンスキー (元郵便通信委員長)		
社会民主党	イヴァン・クルテフ (ブ日友好議連会長)		
権利と自由のための 運動 (MRF)	アフメッド・ドガン (党首・院内総務)	23	トルコ系少数民族 の利益を代表する結 社
新民主同盟 (NUD)	ディミタル・ルージェフ (元国防相)	19	UDFから独立 中道左派
(議会外政党) 農民党	アナスターシャ・モーゼル (党首)		農民層が支持母体
ブルガリア・ビジネス ・ブロック (BBB)	ジョージ・ガンチェフ (党首)		新興勢力 実力未知数
		総議席数	
		240 (無所属議員10名を含む)	

(別紙4)

主要経済指標

	1990年	1991年	1992年
GDP 対前年同期比	-9.1	-16.7	-12.6
鉱工業生産 対前年同期比	-16.3	-27.5	-20.0
農業生産 対前年同期比	-6.7	-13.2	-12.9
消費者物価 対前年末比%	123.8	438.5	179.4
失業者数 (%)	65,000(1.7)	419,000(10.2)	577,000(15.3)
貿易 輸出(百万ドル)	2,615	3,737	3,499
輸入	3,372	3,781	3,454
収支	-757	-44	45
経常収支(億ドル)	-12	-9	-4
対外債務残高(億ドル)	100	114	131 (93年2月)
対ドル為替レート(年末)	0.78	16.71	23.33
外貨準備(百万ドル)	400	1,000	808

主要貿易産品構成

輸 出		輸 入	
91年(37.37億ドル)	92年(34.99億ドル)	91年(37.81億ドル)	92年(34.54億ドル)
化学品 2.5%	非鉄金属 1.5%	鉱物原材料 5.5%	鉱物原材料 3.8%
機械 2.3%	プラスチック 1.2%	機械 1.1%	機械 1.6%
飲料 1.5%	機械 1.2%	化学品 6%	化学品 8%
非鉄 7%	飲料 1.2%	輸送機器 5%	輸送機器 8%
輸送機器 6%	化学品 1.0%	非鉄金属 3%	紙 7%
繊維 4%	繊維 7%	紙 3%	非鉄金属 6%

主要輸出入国 (92年)

主要投資国

輸 出(34.99億ドル)		輸 入(34.54億ドル)	
CIS 20%	CIS 17%		
トルコ 8%	ドイツ 14%		
ドイツ 8%	ギリシャ 7%		
イタリア 5%	オーストリア 5%		
ギリシャ 5%	スイス 5%		

ギリシャ	33件
ドイツ	23件
オーストリア	18件
トルコ	15件
イタリア	12件

(注) 上記以外にも個人投資家の活動があると思われるが、正確な資料は存在しない。

主要債権国 (1991年末時点)

ドイツ	2,228 (百万ドル)
日本	1,916
米国	500
フランス	494
英国	428
イタリア	374
その他	3,377
総額	9,317

日本 - ブルガリア経済関係

1. 最近の貿易(単位:千ドル)

	1989年	1990年	1991年	1992年
日本の輸出	164,279	54,348	35,617	36,734
(主要品目)	①機械機器 ②金属品 ③ビデオテープ コーダー ④電気回路用品 ⑤軽工業品	①機械機器 ②ビデオテープ コーダー ③軽工業品 ④化学品 ⑤金属品	①機械機器 ②ビデオテープ コーダー ③軽工業品 ④化学品 ⑤金属品	
日本の輸入	45,145	34,614	44,776	42,950
(主要品目)	①魚介類 ②金属品 ③化学品 ④アルミニウム及 び同合金 ⑤鉱物性燃料	①魚介類 ②化学品 ③金属品 ④ぶどう酒類 ⑤アルミニウム及 び同合金	①魚介類 ②金属品 ③ぶどう酒類 ④銅及び同合金 ⑤繊維製品	
収 支	119,134	19,734	-9,159	-6,216

2. 日本からの対ブルガリア投資(5件)

(1) ファナック・マシネックス(設立年時:81年5月)

業務活動: ファナック製品の保守、アフターサービス、エンジニアリング・サービス
資本金等: 70万レヴァ(1億7150万円)、日本(富士通ファナック)・ブルガ
リア50%づつ。

(2) SOMICO(81年12月)

業務活動: 軽工業分野の技術導入、ノウ・ハウ提供等
資本金等: 10万ドル、東京丸一商事49%、ブルガリア51%。

(3) 東プMX(82年2月)

業務活動: プ側がライセンスを有する磁性研磨加工法によるエンジニアリング・サー
ビス、製造・販売等。
資本金等: 2000万円、東洋研磨剤工業51%、ブルガリア49%

(4) メディコム(86年)

業務活動: 教育・医療関係機器、コンピューターソフトの開発。
資本金等: 10万ドル、東京丸一商事等49%、ブルガリア51%

(5) 日産…ブルガリアOOD (92年3月)

業務活動：自動車販売

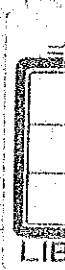
資本金等：50万DM、日本側60%、ブルガリア40%。

3. 法人駐在企業、在留邦人等

商社：伊藤忠商事、興新物産、住友商事、蝶理、トーマン、東京丸一商事、日商岩井、
丸紅、三井物産、三菱商事

その他：留学生等

JICA



LIB